

第4章

施策の展開

第4章 施策の展開

地域包括ケアシステムの構築・深化

1 地域におけるネットワークの整備

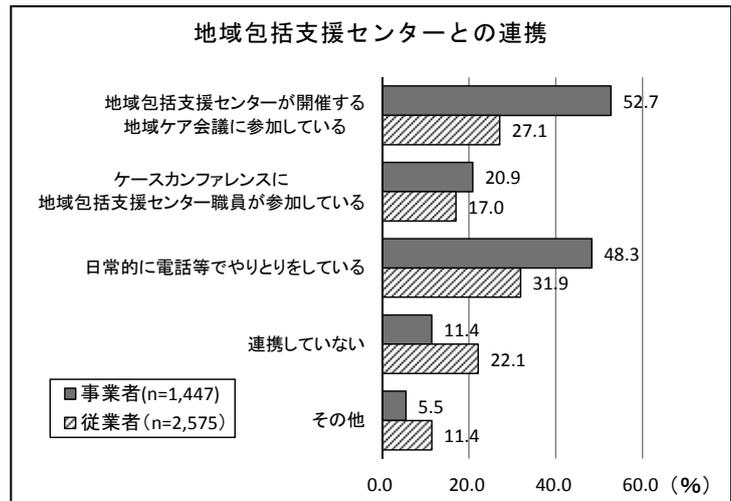
高齢者等が介護を必要とする状態になっても地域で暮らし続けられるよう、地域資源の開発・活用を図り、地域包括支援センターを中心とした様々な主体により、高齢者等を支える地域におけるネットワークの整備を進めます。

【現状と課題】

県民調査（介護サービス事業所への調査）によると、介護サービス事業所では約5割が、電話等で日常的に地域包括支援センターとの連携をとっています。

しかし、地域ケア会議については、事業所の約5割が参加しておらず、また「連携していない」と回答した事業所も1割強あることから、ネットワークの強化が課題として挙げられます。

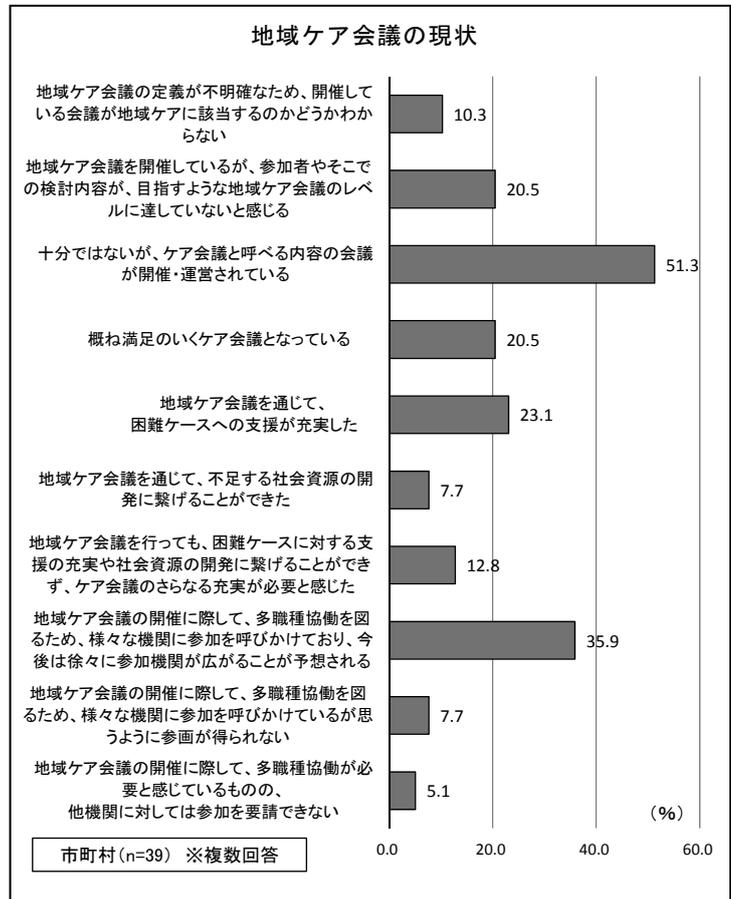
[右上図]



また、地域ケア会議の現状 [右下図] については、県民調査（市町村への調査）によると、「概ね満足 of いくケア会議となっている」と感じているのは2割程度にとどまり、「地域ケア会議を通じて、不足する社会資源の開発に繋がることができた」と感じている市町村は1割弱となっています。

一方、地域ケア会議の開催に際し、多職種の機関に参加を呼びかけて参加機関の拡大を目指している市町村が4割弱程度あり、その実現が課題となっています。

こうした課題に対応し、支援が必要な高齢者等を支える仕組みを整えるためには、地域資源の開発・活用を図るとともに、様々な主体とのネットワークを整備・充実させ、連携した活動を



推進することが不可欠です。このため、コーディネーター役となる地域包括支援センターの機能強化が必要です。

【施策の展開】

地域ケア会議の充実、地域包括支援センターを中心としたネットワーク構築

地域ケア会議の「個別課題の解決」「地域包括支援ネットワークの構築」「地域課題の発見」「地域づくり、資源開発」「政策形成」等の機能の充実を図り、高齢者等の個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を推進します。

地域包括支援センターが中心となって、地域ケア会議等を通じて、地域資源の開発・活用を図るとともに、様々な主体とのネットワークの整備・充実を図り、多職種・多様な関係者・機関の連携した活動を推進します。

○介護予防に資する地域ケア会議の推進

地域ケア会議において多職種が参画し、高齢者の自立支援、介護予防の観点から個別のケアプランを検討することで、高齢者の自立支援に資する効果的なケアマネジメントが行えるよう、多職種連携による自立支援型地域ケア会議の実施を推進します。

【実施主体：県（支援）・市町村】

○地域包括支援センターを中心としたネットワークづくり

地域包括支援センターを中心に、市町村、介護サービス事業所、医療関係者、社会福祉法人など、関係機関の連携を強化します。また、社会福祉協議会、民生委員、自治会、老人クラブ、地域住民等を含めた多様な関係者との地域でのネットワークの構築を推進するとともに、地域資源の開発・活用を図り、支援が必要な高齢者等の見守り・サポート体制づくりを推進します。

また、災害時において要支援高齢者を守るため、避難行動要支援者名簿の情報共有、緊急情報の伝達手段や避難行動の支援手段について、防災担当機関や地域の関係者などと連携を図ります。

【実施主体：県（支援）・市町村・民間・県民】

地域包括支援センターの機能強化

地域ケア会議の機能充実と地域包括支援センターを中心としたネットワークの構築等を促進するために、地域包括支援センターの機能強化とそれを支える人材育成を推進します。

○地域包括支援センターの機能強化・人材育成

地域包括支援センターの次のような機能強化を図るため、研修会や情報交換会の開催、情報の提供、ケアマネ資格を有する県職員や地域包括ケア推進支援チームによる支援・助言等により、センターの人材育成を支援します。

- ・ 地域の高齢者や家族に対する介護サービス等の相談のみならず権利擁護や生活支援など様々な相談への対応
- ・ 高齢者の自立支援に資する効果的なケアマネジメントが行えるような多職種連携による自立支援型地域ケア会議の実施
- ・ 地域のネットワークの構築を図るためコーディネーター役の遂行

【実施主体：県（支援）・市町村】

地域包括ケアシステムの構築・深化

2 医療・介護の連携、一体的・循環的提供体制の構築

高齢化が急速に進み、医療と介護のニーズの増加が見込まれる中、高齢者等がたとえ介護が必要な状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられることができるよう、高齢者等の生活を支える医療や介護等のサービス提供体制を整える必要があります。

また、医療においては、「病院完結型」の根本的治療から、高齢の患者を中心とした病気と共存しながら、生活の質の維持・向上を目指して、地域全体で治し支える「地域完結型」の医療に転換していく必要があります。

更に、介護において、自宅で介護を受けたいと考えている人が多く、医療的ケアを必要とする高齢者の在宅での介護を支える体制の充実が必要とされています。

こうした課題に対応するため、医療と介護が連携し一体的に提供される仕組みと、住まい、介護、病院（急性期、回復期、慢性期）、在宅医療等が繋がり、医療と介護が循環的に提供される仕組みづくりを推進します。

【現状と課題】

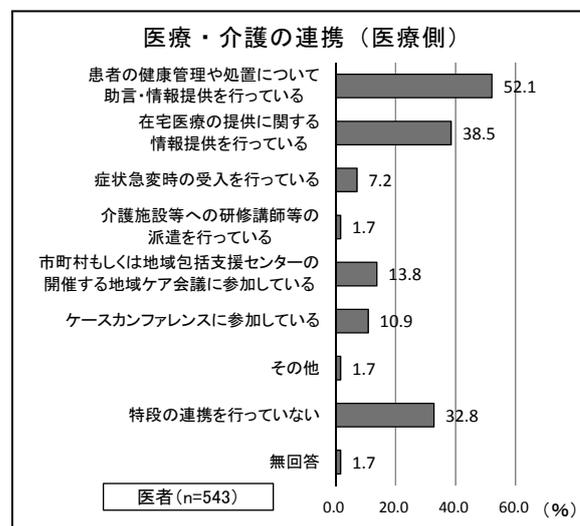
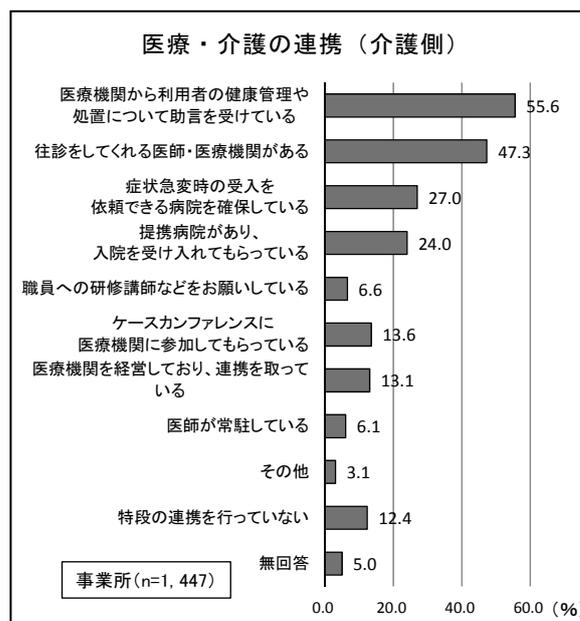
県民調査（40歳以上65歳未満の人と介護認定を受けていない高齢者への調査）によると、若年者・一般高齢者ともに、自身に介護が必要になったときには、自宅で介護を受けたいと考えている人が、5割強になっています。[次頁 図表1]

また、同調査（介護サービス事業所への調査）では、在宅ケアを充実していく上で、医療と介護の連携が重要だと考えている事業所が最も多くなっています。[次頁 図表2]

こうした現状の中、同調査では、医療機関との「特段の連携を行っていない」と回答している介護サービス事業所が12.4%ありますが、8割以上の事業所が医療機関と何らかの連携を行っていることが伺えます。また、連携の内容として、「医療機関から利用者の健康管理や処置についての助言を受けている」「往診をしてくれる医師・医療機関がある」が多くそれぞれ5割程度となっています。

[右上図]

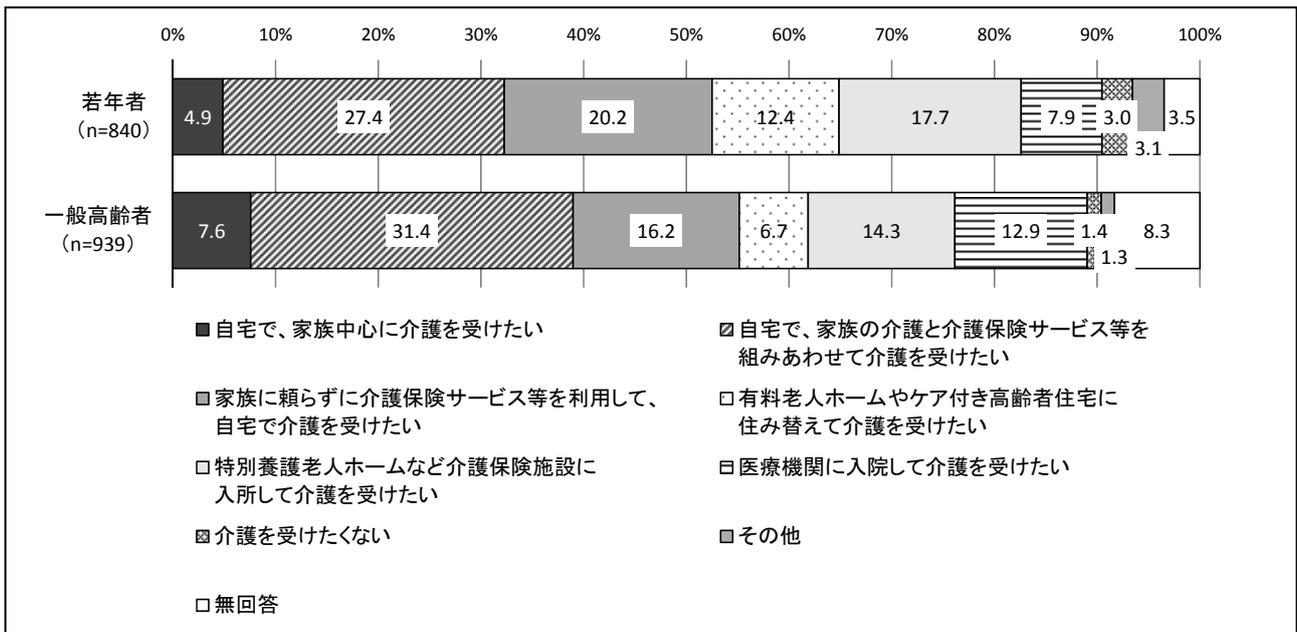
一方、医療機関側の調査では、医師の3割強が介護サービス事業所や地域包括支援センター等の介護部門と「特段の連携を行っていない」と回答しており、医療・介護の連携強化が重要な課題として挙げられます。[右下図]



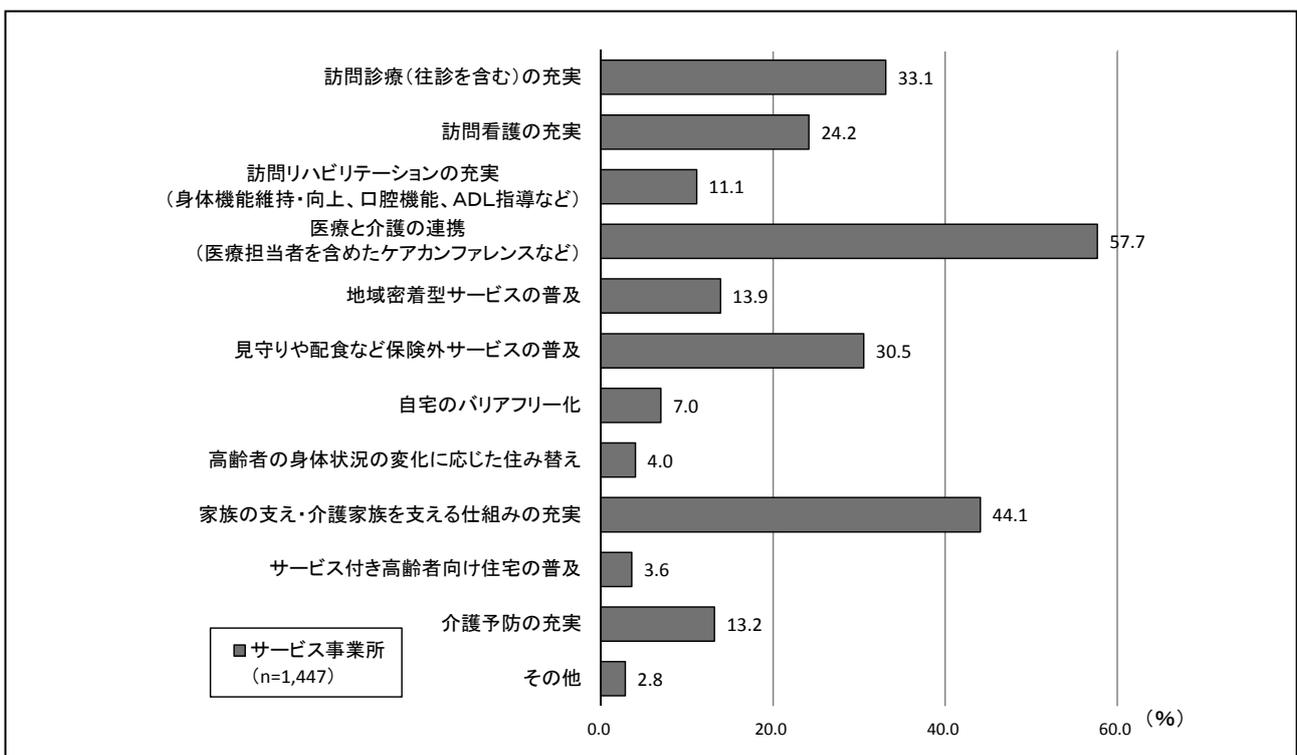
今後の高齢化の進展や、病床の機能分化・連携により、医療的ケアを必要とする在宅高齢者の増加が見込まれることから、在宅での医療ニーズは増大していくと考えられます。

また、医療機関から在宅へ移行した高齢者等が、生活で必要となる介護サービスを利用できるよう、医療機関からの退院時に円滑に介護サービスへ橋渡しを行う必要があるとともに、より高い医療ニーズを有して在宅に移行する方に対しては、施設サービスをはじめとした介護サービスを充実させる必要があります。

図表 1 自身に介護が必要になったときに希望する介護



図表 2 在宅ケア充実に必要なこと



【施策の展開】

医療・介護の連携強化、一体的・循環的提供体制の構築

高齢化の更なる進展に伴い、医療的ケアが必要な高齢者の増加に対応するため、医療と介護が連携し一体的に提供される仕組みと、介護、病院（急性期、回復期、慢性期）、在宅医療等が繋がり、医療と介護が循環的に提供される仕組みづくり推進します。

○多職種による連携体制の構築

グループワーク等を通して、「顔の見える」関係づくりができるよう、多職種が集まる研修会を開催します。

また、地域の医療関係者に対し介護に関する研修会を開催するとともに、介護関係者に対し医療に関する研修会を開催します。 【実施主体：県・市町村】

○医療・介護にかかる総合相談体制の整備

市町村が、地域の在宅医療・介護連携を支援する相談窓口の設置、運営を行い、地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの、在宅医療・介護連携に関する相談への対応ができるよう支援します。

また、退院の際、地域の医療関係者と介護関係者の連絡調整や、患者・利用者及び家族の要望を踏まえた地域の医療機関・介護サービス相互の調整を実施します。

【実施主体：県（支援）・市町村】

○ICTを活用した医療・介護連携のネットワークの構築

ICTを利用した医療・介護連携ネットワークを整備することで、医療介護連携体制を強化し、適切な医療・介護サービスの提供を目指します。 【実施主体：県（支援）・市町村】

○市町村への支援及びモデルプロジェクトの推進

在宅医療・包括ケアの推進に向けた広域的な課題について、県、市町村が連携して取組を進めます。また、県立病院跡地を活用して、医療・介護・健康づくりの視点から、県民がいきいきと暮らせる地域包括ケアの行き届いた健康長寿のまちづくりの検討を進めます。

【実施主体：県・市町村】

○入退院調整ルールの普及・定着

介護が必要な方が安心して、病院へ入院でき、また、退院の際、円滑に在宅移行し在宅療養ができる環境づくりを実現するため、病院の看護師、地域連携室とケアマネジャーが患者情報等を確実に繋ぐためのルールである入退院調整ルールの全県的な普及・定着を図ります。

【実施主体：県（支援）・市町村】

○保健医療計画の進捗と整合性を図った医療介護の提供体制の整備

「奈良県地域医療構想」や「第7次保健医療計画」との整合性を重視し、連携・連動しながら、介護サービスの提供体制の整備や地域包括ケアシステムの構築を進め、医療と介護サービスが連携し一体的に提供される仕組みづくりと併せ、高度急性期から急性期・回復期・リハビリ・療養・在宅医療・介護まで一連のサービスがシームレスに提供される仕組みづくりを推進します。

【実施主体：県・市町村・民間】

○病床機能分化による在宅医療等への移行の影響を踏まえた介護サービス提供体制の整備

「奈良県地域医療構想」や「第7次保健医療計画」における病床機能分化による在宅医療等への移行の影響を踏まえ、日常的な医学管理や看取り・ターミナル等の機能と生活施設としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設（介護医療院）への転換をはじめ、在宅医療等を支える介護サービス提供体制の整備を推進します。

【実施主体：県・市町村・民間】

3 在宅医療・介護の提供体制の整備と連携の推進

今後、医療ニーズと介護ニーズを有する高齢者が増加していくことと、自宅での介護を希望する高齢者が多いことを踏まえ、高齢者がたとえ介護が必要な状態になっても、可能な限り住み慣れた在宅での生活を継続できるよう、在宅医療・介護の提供体制の整備を図るとともに、介護サービス事業者や医療機関が、互いの関係を深めることにより、在宅医療・介護の連携を推進します。

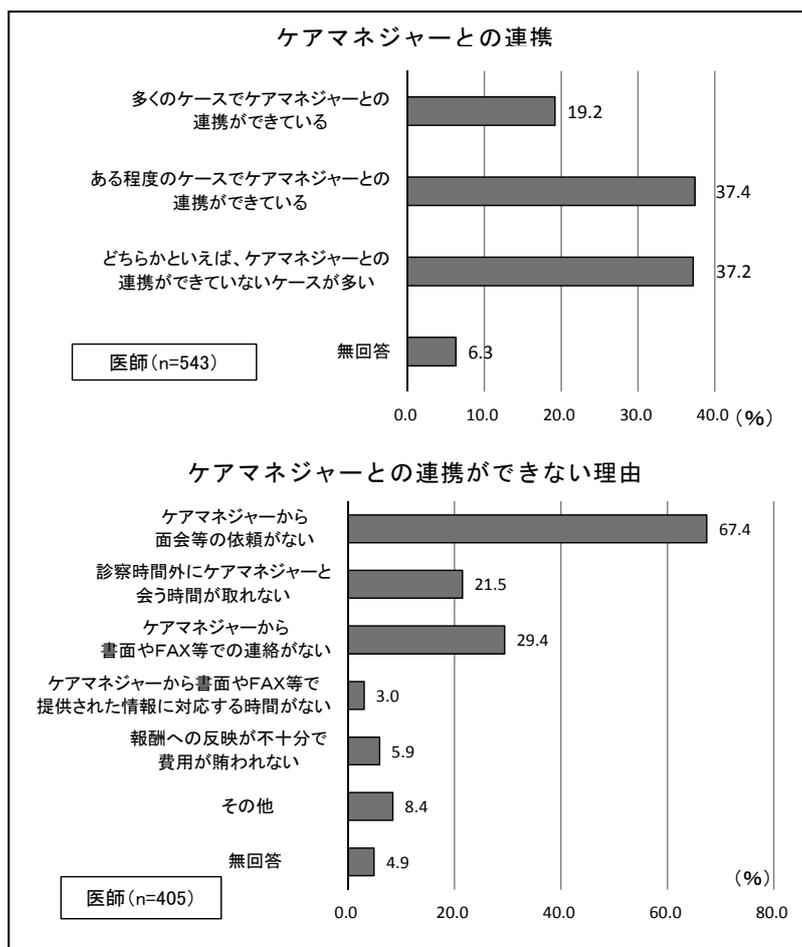
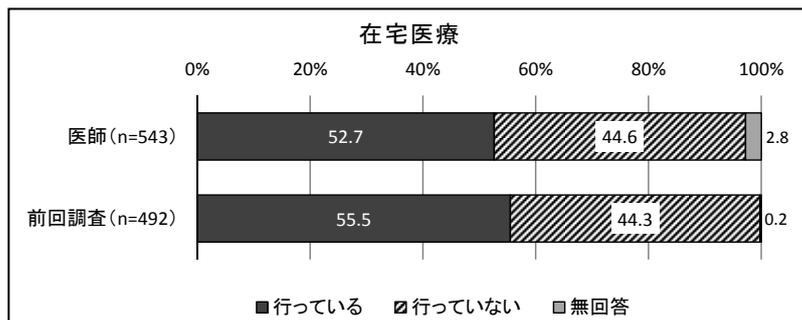
【現状と課題】

県民調査（医院・診療所を開設している医師のうち高齢者が患者となるものへの調査）によると、医師の約半数が在宅医療を行っていないことが伺えます。[右上図]

また、ケアマネジャーとの連携ができていないと回答した医師が37.2%となっており、その理由としては「ケアマネジャーから面会等の依頼がない」が最も多く、約7割が回答しています。[右下図]

一方、介護事業所への同調査では、在宅ケアの充実のために重要な項目として、「医療と介護の連携（医療担当者を含めたケアカンファレンスなど）」（57.7%）や、「訪問診療（往診を含む）の充実」（33.1%）が重要との回答があります。[図表2（73ページ）]

在宅での介護のニーズに応えるためには、医療的ケアが必要な在宅高齢者への対応が必要です。これまでの在宅医療においては、個々の医療機関が「点」として取り組む傾向にありましたが、在宅での介護を進めるため、医師、看護師、ケアマネジャーをはじめとした多職種連携が進められています。今後は、医療・介護の連携強化により、「面」的な整備に取り組み、在宅における医療的ケアを充実する必要があります。



【施策の展開】

在宅医療・介護の提供体制の整備

高齢者がたとえ介護が必要な状態になっても、可能な限り住み慣れた在宅での生活を継続できるように、在宅医療・介護の提供体制の整備を図るとともに、介護サービス事業者や医療機関が互いの関係を深めることにより、在宅医療・介護の連携を推進します。また、在宅における医療ニーズに対応するため、地域の診療所等を中心に在宅医療の提供体制の整備を推進します。

○在宅医療の推進

高齢化の進展により、増大する慢性期の医療需要に対応するため、在宅医療提供体制の充実を図ります。
【実施主体：県（支援）・民間】

○訪問看護等の提供体制の整備

訪問看護事業所の充実や療養通所介護サービス事業所等の開設を促進するとともに、その基盤強化やサービスの質の向上を図ります。また、そのために、訪問看護に携わる人材の確保と定着を促進するための支援を行います。併せて、訪問看護師と病院看護師の情報交換や合同学習の場を設置し連携も図ります。
【実施主体：県・市町村・民間】

○在宅介護サービスの充実

自宅での介護を可能とする環境を整えるとともに、家族の負担軽減を図るため、在宅介護サービスを充実させるとともに、高齢者等に対する生活支援サービスの充実を図ります。
【実施主体：県（支援）・市町村・民間】

○在宅歯科医療の推進

在宅歯科医療の窓口（在宅歯科医療連携室）を設置し、地域における在宅歯科医療を推進し、歯科医療受診環境を確保するとともに、歯科医療と介護等との連携を図ります。
【実施主体：県・民間】

○「看取り」への理解促進

本人や家族の選択を尊重し希望に応じて、在宅での看取りを可能にするため、サービス従事者の終末期ケアに関する技術の習得の促進や、介護家族の看取りに対する理解促進を図ります。
【実施主体：県・民間】

在宅医療を支える人材の確保・育成

在宅における医療ニーズに対応するため、在宅医療を支える人材の確保・育成を図ります。

○在宅医療を担う医師の確保

県医師会や地区医師会と連携して、在宅医療に関する情報共有や講習会、研修会を実施し、在宅医療への新規参入を促進します。
【実施主体：県・市町村・民間】

○在宅療養を支える看護職員の確保及び質の向上

在宅療養を支える看護職員を計画的に確保するため、看護学生に対し訪問看護について周知するなどの対策に取り組みます。また、在宅療養に関わる看護職員等に対する研修や特定行為研修を実施する県立医科大学と連携し、特定行為研修を修了した訪問看護師数の増加・質の向上を図ります。
【実施主体：県・市町村・民間】

地域包括ケアシステムの構築・深化

4 在宅介護サービス・生活支援サービスの充実

介護が必要になったとき、住み慣れた地域（自宅等）で介護を受けることを希望している人が多いことから、家族の負担軽減を図り自宅等での介護を可能とする環境を整えるため、在宅介護サービス等の充実を図ります。

また、高齢者のみで暮らす世帯が多く、そのような世帯の方は身近な日常生活での家事等について将来の不安を感じておられ、サポートを必要とされているため、高齢者に対する生活支援サービスの充実を図ります。

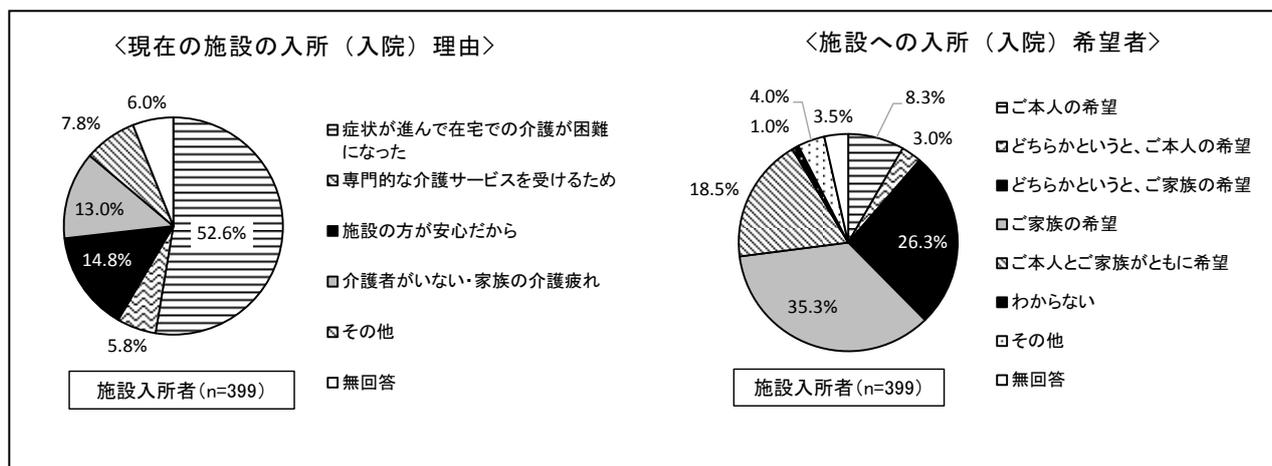
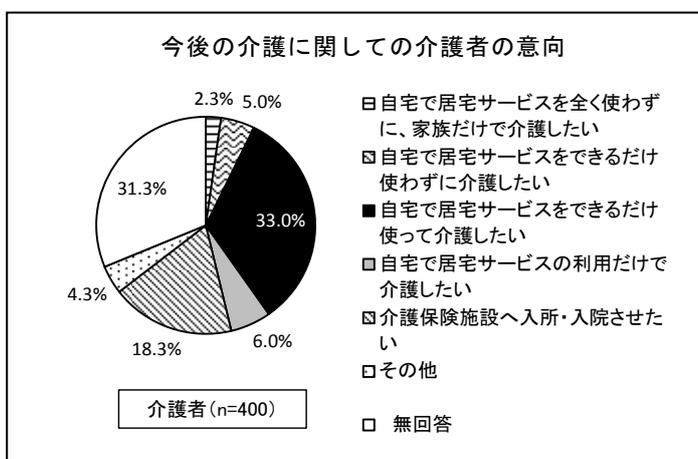
【現状と課題】

県民調査（介護者への調査）によると、要介護認定者を「自宅で居宅サービスをできるだけ使って介護したい」と回答する介護者が最も多く3割程度を占め、在宅介護サービスのニーズが高いことが伺えます。[右図]

一方、施設入所（入院）者の入所（入院）理由は、「症状が進んで在宅での介護が困難になった」が半数程度を占めています。家族の希望で入所（入院）するケースが多く、「どちらかという、ご家族の希望」「ご家族の希望」を合わせると6割程度を占めています。[下図]

在宅介護のニーズに応えるためには、自宅での生活を可能な限り継続させることを助ける地域密着型介護サービスの普及を促進し、介護家族の負担を軽減することなどが求められます。

また、ひとり暮らしや高齢者のみで暮らす世帯が多いことや、日常の家事や外出などに不安を抱えて支援を望んでいる高齢者の多い状況を踏まえ、医療や介護以外にも、民間事業者等多様な主体との連携による日常生活支援サービスの充実や、高齢者の安全・安心を地域ぐるみで支えるサポート体制の整備など、多様なサービスが提供できる仕組みづくりが必要です。



【施策の展開】

地域密着型介護サービスの普及促進

介護が必要になったとき、住み慣れた地域（自宅等）で介護を受けたいという希望を叶えるため、在宅介護サービスを基本とした地域密着型介護サービスの普及を促進します。

○在宅介護を支援する地域密着型介護サービス基盤の拡充

地域医療介護総合確保基金を活用して、小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護など地域密着型介護サービスの整備を促進します。 【実施主体：県・市町村】

○小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの普及促進

小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスは、地域包括ケアシステムに不可欠なサービスであることから、市町村担当者等に対して、セミナーの開催を通じて、事業所の誘致等に必要な情報提供を行い、設置を促進します。 【実施主体：県・市町村】

○地域密着型介護サービスの円滑な利用を促進する取組の推進

住民のニーズの把握に努め、地域の実情に即した介護サービスの提供を検討するなど、地域住民が円滑に利用できるよう取組を促進します。 【実施主体：県・市町村】

○市町村職員の事業者に対する指導スキルの向上

市町村の介護保険担当者を対象にしたセミナー等を通じて、地域密着型介護サービス事業所の指導監督権を有する市町村の指導監督スキルの向上を図り、サービスの向上を推進します。 【実施主体：県】

介護家族への支援

在宅で介護を続ける介護家族の負担軽減を図るとともに、「介護離職ゼロ」の実現を目指し、必要な介護サービスの充実、相談体制の充実など介護家族を支援する取組を推進します。

○レスパイトの機会を確保するための取組の推進

在宅の介護家族の負担軽減のため、介護サービスを円滑に利用できるよう、ショートステイやデイサービス等在宅介護サービスに関する情報の提供やレスパイトの機会を確保するために必要な環境整備を促進します。 【実施主体：県・市町村・民間】

○相談体制の充実等

介護保険サービスや家族で介護するための方法など、介護家族が気軽に相談できるよう、在宅介護支援センターや地域包括支援センターを中心とした相談体制の充実を図ります。

併せて、地域福祉の推進、県民への啓発等を通じて、支え合いの地域づくりを推進します。

【実施主体：県（支援）・市町村】

○介護離職ゼロを目指した取組の推進

「介護離職ゼロ」の実現を目指し、介護サービスの充実を図るとともに、効果的な介護予防等の取組を行う県内外の先進事例を県内に普及させるなど、家族の介護を理由とした離職の防止を図る取組を推進します。 【実施主体：県・市町村】

多様な主体との連携による日常生活支援サービスの充実

地域の日常生活の支援ニーズに対応するため、民間事業者や地域住民等との連携により、高齢者の日常生活への支援の充実を図ります。

○生活支援コーディネーターの養成・活動支援

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の養成研修や活動支援を推進し、生活支援サービス体制の整備を図ります。また、生活支援コーディネーターが、市町村、地域包括支援センターや生活支援体制整備のための協議体等と連携し、ネットワークの構築や資源開発に取り組めるよう支援します。 【実施主体：県（支援）・市町村・民間・県民】

○生活支援体制整備のための協議体への支援

生活支援体制整備のための協議体の勉強会や活動支援を推進し、生活支援体制の整備を進めます。また、協議体が、市町村、地域包括支援センター、生活支援コーディネーター等と連携し、地域の資源把握や情報共有に取り組めるよう支援します。

【実施主体：県（支援）・市町村・民間・県民】

○生活支援サービスを実施する事業者その他多様な主体の参画・担い手の育成

配食や買い物、見守りなどの日常生活を支援するために、高齢者向けの生活支援サービスを実施する事業者その他多様な主体の参画と育成を推進します。

また、生協や郵便局、新聞・牛乳配達業者、コンビニエンスストア、社会福祉協議会、老人クラブなどと連携し、高齢者の見守り体制の整備を推進します。

【実施主体：県（支援）・市町村・民間・県民】

高齢者の安全・安心を支えるサポート体制の充実

高齢者が地域で安全に安心して暮らせるよう、地域における多様な主体によるサポート体制の充実を図ります。

○成年後見制度を活用した認知症高齢者等の権利擁護の推進

市町村及び地域包括支援センターなどにおける成年後見制度に係る相談体制の充実、成年後見制度の普及・啓発、関係者の養成等に取り組み、認知症高齢者等の意思決定支援や虐待等の防止に取り組めます。また、成年後見制度の利用の促進に関する法律を基に、地域連携ネットワークによる見守り体制の構築等を図る市町村を支援し、認知症高齢者等の権利擁護を推進します。 【実施主体：県（支援）・市町村・民間】

○交通安全対策の推進

高齢者の交通事故を防止するため、高齢者の行動や事故要因の分析等を行い、これに基づいた総合的な対策に取り組み、県民も交通安全の確保を自らの課題と捉え、被害者も加害者も出さない安全なまちづくりを目指します。 【実施主体：県・市町村・警察・民間・県民】

○高齢者を犯罪等から守る対策の推進

高齢者が特殊詐欺などの犯罪被害や悪質商法等の被害に遭わないよう、犯罪事例や悪質商法の手口の情報提供等による啓発に努め、地域で協議会を設置し、地域ぐるみで見守り活動を実施する等、地域における被害の発生を防止するための対策を推進します。

【実施主体：県・市町村・警察・民間・県民】

○高齢者虐待防止

高齢者虐待を防止するため、高齢者虐待防止に係る普及啓発のほか、市町村及び地域包括支援センター等の職員を対象とする研修や介護施設等の職員を対象とする研修を実施します。

【実施主体：県・市町村】

地域包括ケアシステムの構築・深化

5 認知症施策の充実

今後の高齢化の進展により、認知症高齢者の増加が見込まれることから、国において策定された「認知症施策推進総合戦略」(新オレンジプラン)(平成29(2017)年7月5日改訂)に基づき、認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域や自宅で暮らし続けられるよう、認知症高齢者への対応の充実に取り組めます。

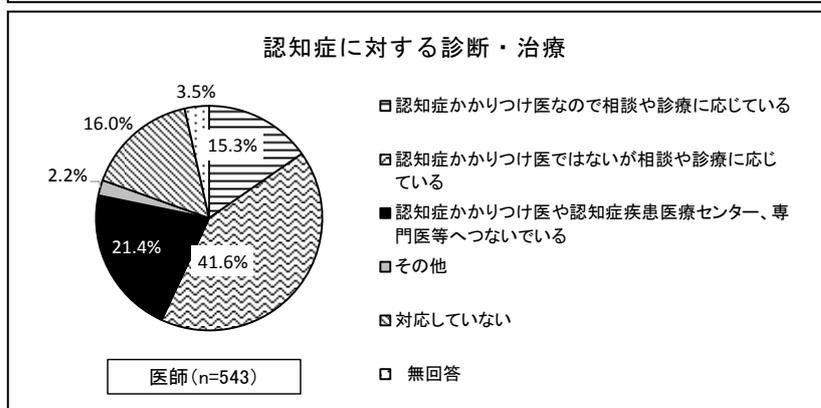
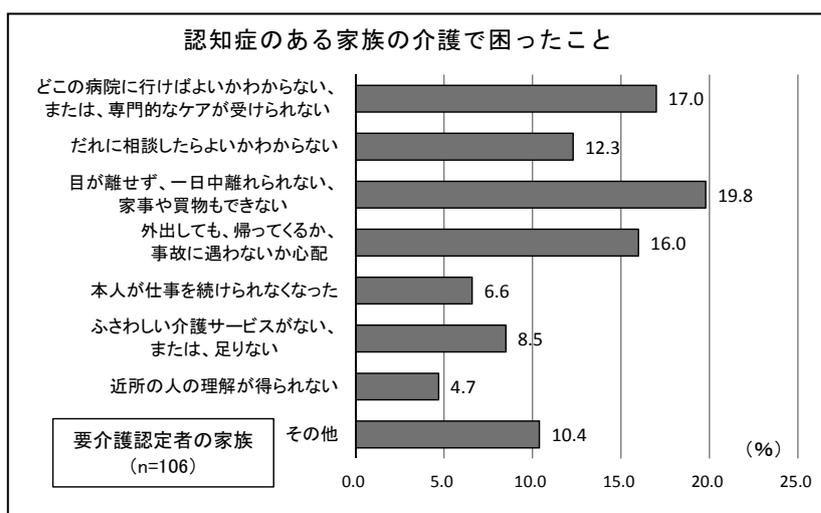
【現状と課題】

県民調査(介護者への調査)によると、認知症高齢者を家族で介護する際の困りごとの上位に「どこの病院に行けばよいかわからない、または、専門的なケアが受けられない」という意見が挙がっています。[右上図]

また、同調査(医師への調査)によると、認知症に対する診断・治療について調査したところ、認知症の患者やその家族等が来院した場合に、「対応していない」との回答は16.0%であり、約8割の医師は何らかの対応をしていることが伺え、その対応方法としては、「認知症かかりつけ医ではないが相談や診療に応じている」が4割程度と最も高くなっています。[右下図]

認知症予防のための知識、自分や身近な人の変化に気づいて早期診断・診療につなげるための知識、地域の認知症の人への理解を深めるための知識など、認知症に関する正しい知識の普及が求められています。特に、認知症により地域での暮らしに支障が生じる前に、早期から対応して、状態に応じた適切なサービス提供を可能にするような仕組みの構築が必要です。

さらに、家族の負担を軽減するためには、地域での見守り体制の構築や、認知症介護従事者の養成、グループホームの充実や医療機関との連携など、認知症にかかる医療・介護サービス基盤の整備が求められています。



【施策の展開】

認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進

認知症の人やその家族の視点を重視し、認知症に関する正しい知識を得る機会や地域での見守り体制の構築を促進します。

○認知症に関する普及啓発活動

食事や口腔ケア、運動などの生活習慣の改善や知的活動習慣の普及など、早期からの認知症予防を啓発します。また、認知症患者や認知症が疑われる者に対して早期に適切な対応が行われるためには、自身や身近な人の変化に気づくことが重要であり、認知症の兆候やシグナルについて必要な知識の普及を図ります。 【実施主体：県・市町村・民間】

○認知症に関わる専門職への支援

認知症の早期発見・診断や医療と連携した適切なケアが提供されるよう、医師や介護従事者など認知症に関わる多職種専門性の向上を支援します。 【実施主体：県・市町村】

○地域の団体やネットワークを利用した見守り体制の構築

認知症サポーターの養成を推進し、介護者による交流会や関係者によるネットワーク会議を開催するなど、認知症の人と家族介護者を地域全体で見守り、支える体制づくりを推進します。 【実施主体：県・市町村・県民】

認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供

急増する認知症高齢者等を地域で支えるため、グループホームの整備や認知症サポート医の養成等、認知症高齢者の医療・介護サービス基盤の整備を推進します。

○認知症高齢者等に対応した介護サービス基盤の整備

認知症高齢者グループホームや認知症高齢者の短期的な受入施設の充実等、認知症高齢者に適した介護サービス基盤の整備を推進します。 【実施主体：県・市町村】

○医療機関と連携した地域における認知症ケア体制の強化

市町村における認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員の活動を定着し充実できるように支援するとともに、地域包括支援センター、かかりつけ医、認知症サポート医、専門医療機関、認知症疾患医療センター等が緊密に連携した地域における認知症ケア体制の強化を図ります。 【実施主体：県（支援）・市町村】

○認知症への理解に基づく医療・介護サービスの普及・充実

医師、歯科医師、薬剤師、看護師、ケアマネジャー、介護福祉士、ヘルパーなど、認知症の人を支える多職種を対象に、認知症対応力向上のための研修を実施し、医療・介護サービスを充実します。 【実施主体：県・市町村・民間】

○若年性認知症の施策推進

若年性認知症の人が就労や社会参加を継続しながら、生きがいを持って住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、若年性認知症サポートセンターを設置・運営し、地域包括支援センター

等と連携した支援体制を整備します。

また、介護支援専門員や介護事業所職員等に対して若年性認知症の支援者向けの研修を実施し、本人の状態等に合わせた適切な支援が提供されるよう知識と対応力の向上を図るとともに、若年性認知症の人や家族の居場所づくりに取り組みます。 【実施主体：県・市町村】

○認知症初期集中支援チームの定着・充実

市町村における初期集中支援の定着を図るため、認知症初期集中支援チームが効果的に機能するよう、体制整備の支援や地域の認知症医療・介護連携を促進します。

【実施主体：県（支援）・市町村】

○認知症介護を担う良質な人材の確保と育成

認知症を正しく理解し本人主体の介護を行うことで、できる限り認知症の進行を緩やかにするとともに、暴言や妄想などの行動・心理症状（B P S D : Behavioral and Psychological Symptoms of Dementia）の発現の予防や行動・心理症状に対しても適確なケアを実施することで、重度化防止に資する役割を担う介護人材の確保と育成を図ります。 【実施主体：県】

認知症の人の介護者への支援

認知症の人と家族が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けるために、本人や介護家族への支援を充実するとともに、医療、介護、生活支援、行政、企業などの関係者から成るネットワークを活用し、地域で認知症の人を支えるための取組を推進します。

○認知症の人の家族支援

認知症の人を介護する家族からの不安や悩みに対応する電話相談窓口の設置を推進するとともに、認知症介護の基礎知識の理解・習得や参加者同士の交流を図るための介護教室の実施などを通じて認知症の正しい理解の普及啓発を推進します。 【実施主体：県（支援）・市町村】

○認知症地域支援推進員の活動支援

認知症の人と家族を地域で見守る体制づくりを担い、地域の医療や介護その他支援機関を繋ぐコーディネーター役である認知症地域支援推進員の活動を支援します。

【実施主体：県（支援）・市町村】

○認知症高齢者等の見守り支援体制の構築推進

行政・介護事業所・企業・地域住民等が参画する市町村における行方不明高齢者等の見守りSOSネットワークの整備を促進するとともに、県内外の広域連携を促進するため、県警察と連携を図り市町村との情報共有を促進します。 【実施主体：県（支援）・市町村】

○認知症カフェ等の設置・普及

認知症の人や家族が集まる場や認知症カフェが、地域の実情に応じて設置・普及できるよう、市町村の認知症地域支援員等への支援などの取組を推進します。

【実施主体：県（支援）・市町村】

○成年後見制度を活用した認知症高齢者等の権利擁護の推進

市町村及び地域包括支援センターなどにおける成年後見制度に係る相談体制の充実、成年後見制度の普及・啓発、関係者の養成等に取り組み、認知症高齢者等の意思決定支援や虐待等の防止に取り組みます。また、成年後見制度の利用の促進に関する法律を基に、地域連携ネットワークによる見守り体制の構築等を図る市町村を支援し、認知症高齢者等の権利擁護を推進します。

【実施主体：県（支援）・市町村・民間】

6 暮らしやすい住まいづくり・まちづくりの推進

高齢化の進展に伴い、今後、要介護者の増加、自宅での介護が困難な重度の要介護者、高齢者単身世帯の増加、経済的に困窮する高齢者、その他生活上様々な困難を抱える高齢者の増加が見込まれます。

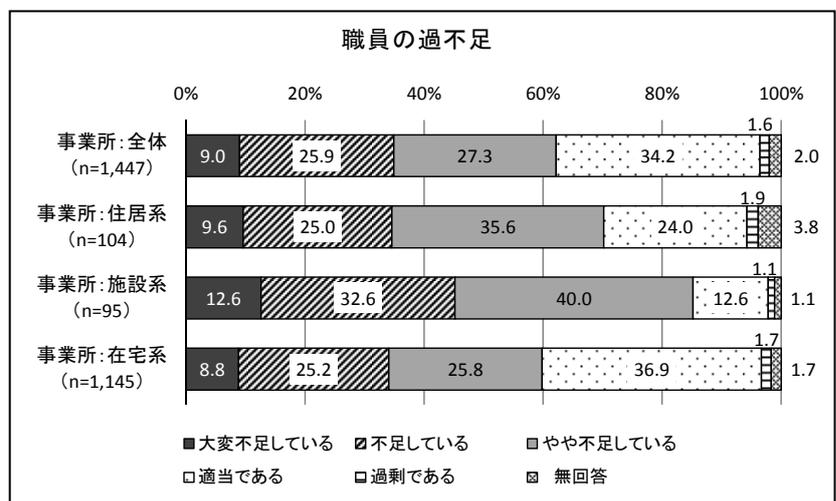
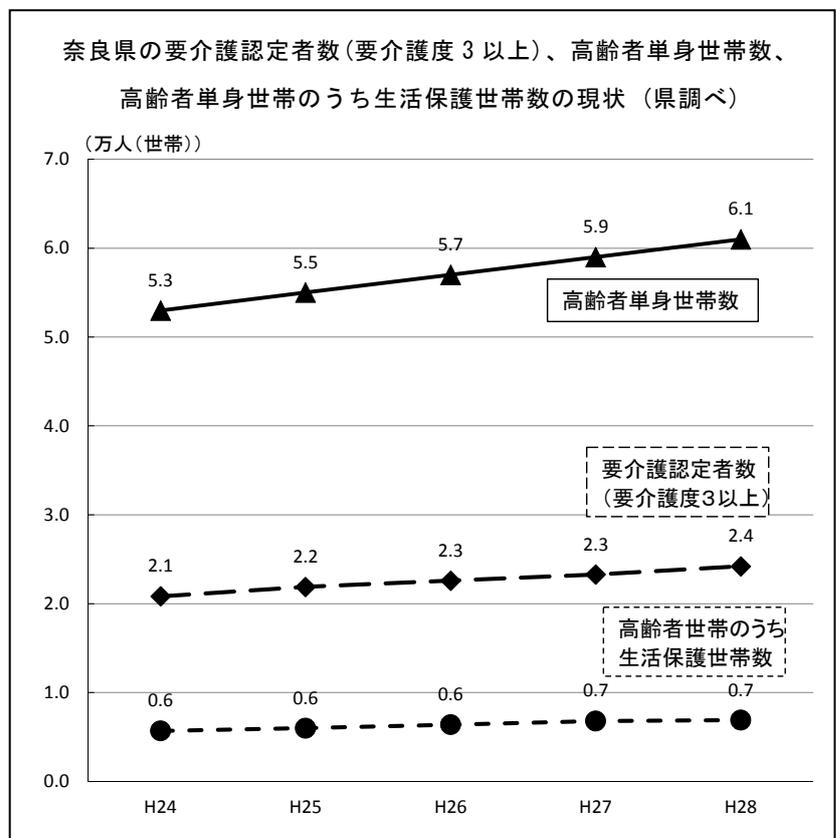
これに対応するために、支援を要する高齢者をはじめ全ての高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域密着型介護サービスの充実を図る一方、必要な住まいや施設の整備（既存施設等の有効活用も含む）を促進するとともに、高齢者の身体の特長や生活ニーズに対応した生活環境を整備し、暮らしやすい住まいづくり・まちづくりを推進します。

【現状と課題】

現在の高齢者単身世帯数、要介護認定者の状況、高齢者単身世帯のうち生活保護受給の状況等を踏まえると、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等の介護保険施設や養護老人ホーム等のニーズは今後も増加することが予想されます。[右上図]

一方、県民調査（介護サービス事業所への調査）によると、約6割（62.2%）の事業所で、職員が不足していると回答しています。特に施設系のサービス事業所で職員が不足する傾向が高く、85.2%が不足していると回答しています。[右下図]

このような現状を踏まえると、既存施設等の老朽化対策の推進によりその有効活用を図るとともに、支援が必要な高齢者等を地域で支える地域づくり、まちづくりを推進する必要があります。

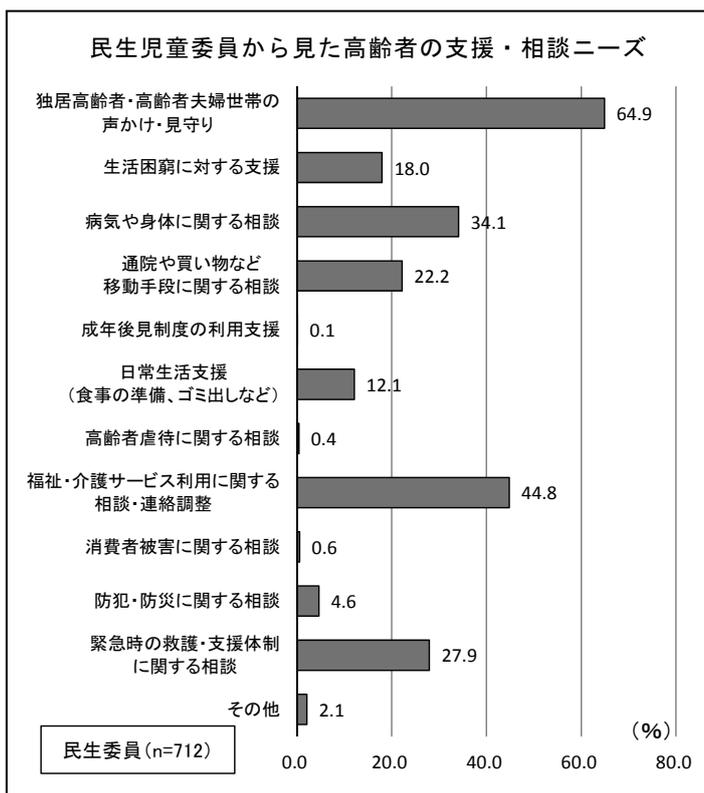
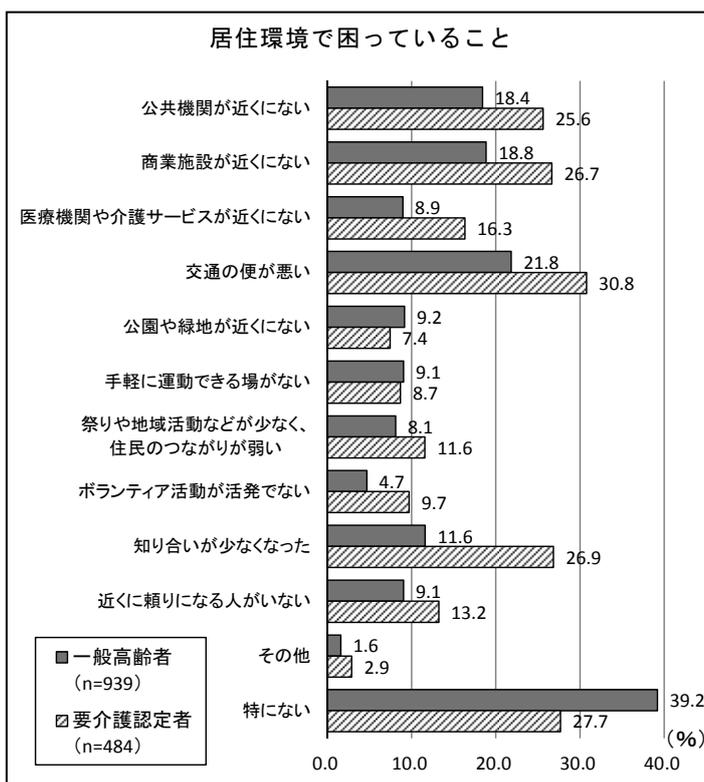


県民調査（介護認定を受けていない高齢者への調査）によると、住まいや周囲の環境で困っていることについて、「交通の便が悪い」「商業施設が近くにない」「公共機関が近くにない」の順に多くなっています。[右上図]

また、同調査（要介護認定者への調査）では、「交通の便が悪い」「知り合いが少なくなった」「商業施設が近くにない」の順に多くなっています。ハード面の困りごとをあげる回答が多い中、要介護認定者では「知り合いが少なくなった」との回答が上位にあることから、ハード面のみならずソフト面も考慮したまちづくりが課題として挙げられます。[右上図]

これらのことから、住まいのバリアフリー化や移動・買い物支援を推進するなど、高齢者の身体の特徴に配慮した多様な住まいの充実を図り、ライフスタイルに応じて、高齢者のためのまちづくりを進める必要があります。

また、同調査（民生児童委員への調査）によると、高齢者の支援・相談ニーズでは、「独居高齢者・高齢者夫婦世帯の声かけ・見守り」の割合が64.9%で最も多くなっており、共に支え合う地域づくりを推進し、公的福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことができる社会づくりが重要です。[右下図]



【施策の展開】

支援を必要とする高齢者等に配慮した住まいや施設の整備 (既存施設等の有効活用を含む) 高齢者等の身体の特性に配慮した住まいの充実

自宅での介護が困難な重度の要介護者をはじめとする要介護高齢者、経済的な困窮その他生活上の困難を抱える高齢者等が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、必要な住まいや施設の整備(既存施設等の有効活用も含む)を促進するとともに、高齢者の身体の特性或生活ニーズに対応した生活環境を整備し、暮らしやすい住まいづくりを推進します。

○高齢者施設の整備、老朽化対策による既存施設の有効活用の促進

高齢者単身世帯の増加や高齢者の生活保護世帯の増加を踏まえ、介護や養護等の支援を必要とする高齢者に対応した施設の整備(既存施設の有効活用も含む)を促進します。

【実施主体：県・民間・市町村】

○軽費老人ホームの運営への支援

家庭の事情、身体機能の低下等で独立して生活することが困難な高齢者を受け入れる軽費老人ホームの運営に対して、利用者の生活費等の一部を助成します。

【実施主体：県】

○養護老人ホームの周知

家庭の事情等の環境上の理由や経済的な理由により、家庭で養護を受けることが困難な高齢者を市町村長の措置決定により受け入れる養護老人ホームの周知に努め、高齢者のセーフティネットの構築を進めます。

【実施主体：県】

○有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に対する指導

有料老人ホームの設置にかかる届出の指導を行うとともに、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅を運営する事業者が適切に施設を運営するために指導を行います。

【実施主体：県】

○高齢者向け賃貸住宅の供給の促進

公営住宅や公的賃貸住宅の優先的な提供や、介護や医療と連携して高齢者の安心を支えるサービスを提供するサービス付き高齢者向け住宅の供給を推進し、高齢者の居住の安定の確保を図ります。また、民間賃貸住宅に入居しやすい環境を整えるため、居住支援の充実に向けた取組を推進します。

【実施主体：県・市町村・民間】

○高齢者が入居する賃貸住宅の管理の適正化

高齢者が安心して暮らせる住宅セーフティネットを構築するため、サービス付き高齢者向け住宅等の管理の適正化等を促進します。

【実施主体：県・市町村・民間】

○高齢者が安心して暮らせる良質な住まい・まちづくりの推進

高齢者が安全・快適に日常生活を営むことができるよう、介護保険の活用によるバリアフリー化を含め、安心して暮らせる住まいづくりを支援します。老朽化が著しい公営住宅においては地域のまちづくりに配慮して建替を行い、また、公的賃貸住宅においては地域医療福祉拠点化等、地域のニーズに応じた取組を推進します。

【実施主体：県・市町村・民間】

高齢者等の暮らしを支えるまちづくり

高齢者等がいきいきと暮らせるよう、高齢者等の多様なニーズに対応した生活環境の整備など、高齢者等のためのまちづくりを推進します。

○公共空間等を活用した生活環境の充実

病院を核とした医療・福祉・健康づくりの視点から、高齢者をはじめ県民がいきいきと暮らせるまちづくりの検討や、既存施設の連携や新たなインフラ整備、河川空間などを活用した暮らしやすいまちづくりの検討を進めます **【実施主体：県・市町村】**

○移動ニーズに応じた交通サービスの実現等

通院や買物等の日常生活に必要な移動に不便や不自由を感じることなく暮らせるよう、移動ニーズに応じた交通サービスの実現に取り組みます。 **【実施主体：県・市町村・民間】**

○住みよい福祉のまちづくりの推進

「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」の基本理念である「障害者、高齢者等の行動を制約する障壁を取り除かれ、すべての人々が自らの意志で自由に行動し、安全で快適に生活できる地域社会の実現」を目指し、事業者や県民の理解と協力の下、施設等のバリアフリー化を推進します。 **【実施主体：県・民間・県民】**

○高齢者等を災害から守る対策の充実

災害時における要援護高齢者への対応のため、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から個別支援計画を作成するよう市町村に促すほか、福祉避難所に関する情報が地域住民に正しく理解され浸透するよう、市町村と連携し、緊急情報等の伝達手段を整備するなど、災害から守る対策の充実を図ります。 **【実施主体：県・市町村・民間・県民】**

○生活支援サービスを実施する事業者その他多様な主体の参画・担い手の育成（再掲）

配食や買い物、見守りなどの日常生活を支援するために、高齢者向けの生活支援サービスを実施する事業者その他多様な主体の参画と育成を推進します。

また、生協や郵便局、新聞・牛乳配達業者、コンビニエンスストア、社会福祉協議会、老人クラブ等と連携し、高齢者の見守り体制を整備します。

【実施主体：県（支援）・市町村・民間・県民】

○地域福祉の推進、地域共生社会づくりの推進

「奈良県地域福祉計画」の基本理念である「すべての県民が、相互に人格と個性を尊重合うとともに、支え合いながら、安心して幸せに暮らすことができる地域社会の実現」や「地域共生社会」の基本的な考え方である『制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、高齢者を含めた地域住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく』ことの実現を目指し、高齢者等が暮らしやすいまちづくりを推進します。 **【実施主体：県・市町村・民間・県民】**

介護人材の確保及び介護保険制度の持続的・安定的な運営

7 介護人材の確保、魅力ある介護職場づくり

介護現場では人材の不足感があるなど、介護保険制度の安定運営に不可欠な介護人材のニーズがますます高まっていることから、介護人材の確保、魅力ある介護職場づくりをより一層推進します。

【現状と課題】

県民調査（介護サービス事業所への調査）によると、約6割（62.2%）で、職員が不足していると回答しています。[右上図]

特に施設系のサービス事業所で職員が不足する傾向が高く、85.2%が不足していると回答しています。

同調査によると、介護サービス従事者の現在の仕事や職場の満足度については、収入・労働時間・福利厚生といった処遇面での満足度が低くなっています。

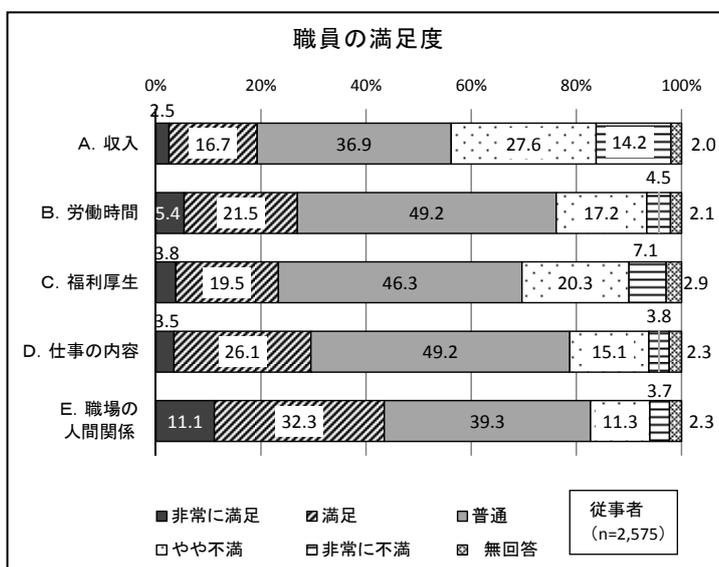
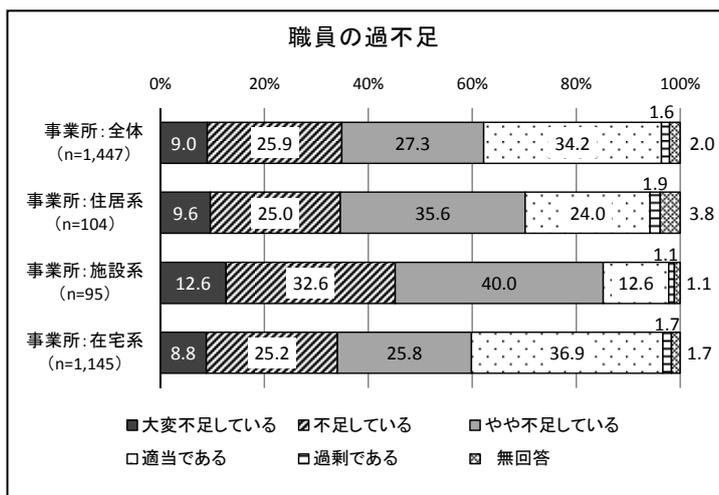
一方、職場の人間関係や仕事の内容については、処遇面に比べて、不満が少なくなっています。[右下図]

また、介護の仕事をするうえでの悩みや不安、負担感については、給与が少ない（57.2%）、有給休暇がとりにくい（41.0%）といった勤務条件や、仕事の内容が一般に理解されていない（33.8%）といった社会的評価についての悩みや不安が多くなっています。[次頁 図表3]

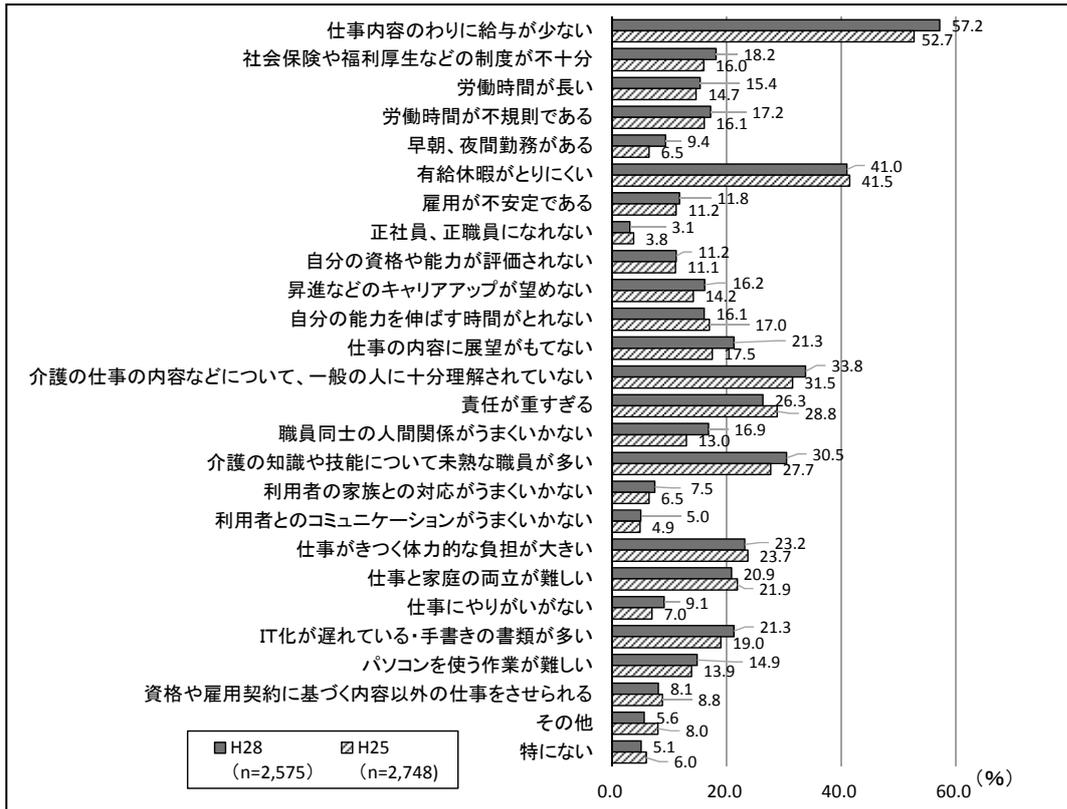
さらに、就労環境の改善に必要だと思うことについては、給与や休暇などの待遇面での改善（60.3%）に加えて、知識や技能取得のための研修の充実（43.0%）、研修参加や資格取得のための金銭的・時間的な支援（それぞれ39.2%・32.7%）が多く挙げられています。[次頁 図表4]

一方、サービス事業所に、職員定着のため実施している取組については、処遇の改善や、多様な研修が挙げられています。[次頁 図表5]

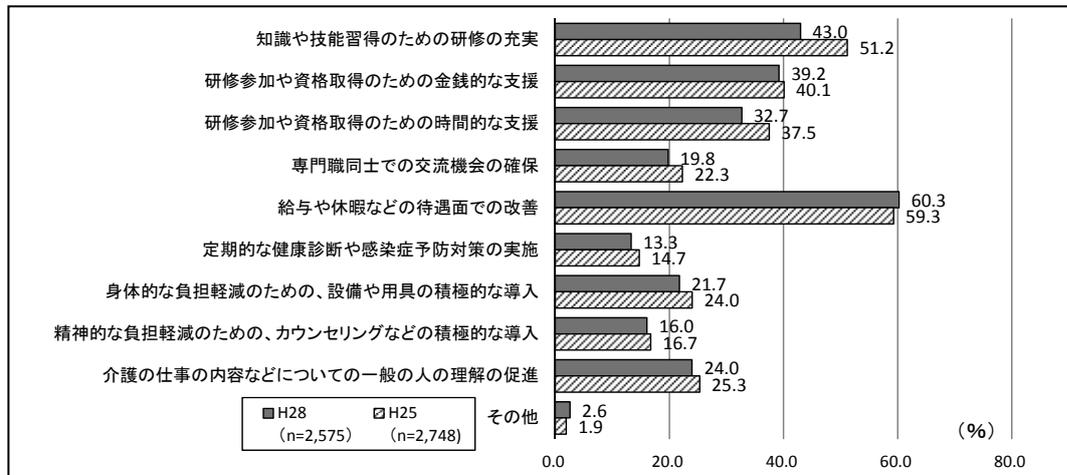
これらのことから、介護職場への就業を促進し、介護の仕事での定着を図るためには、処遇面の改善とともに、職場での研修等による人材育成への支援が重要であり、事業者の職員定着のための取組がより一層充実するよう支援する必要があります。



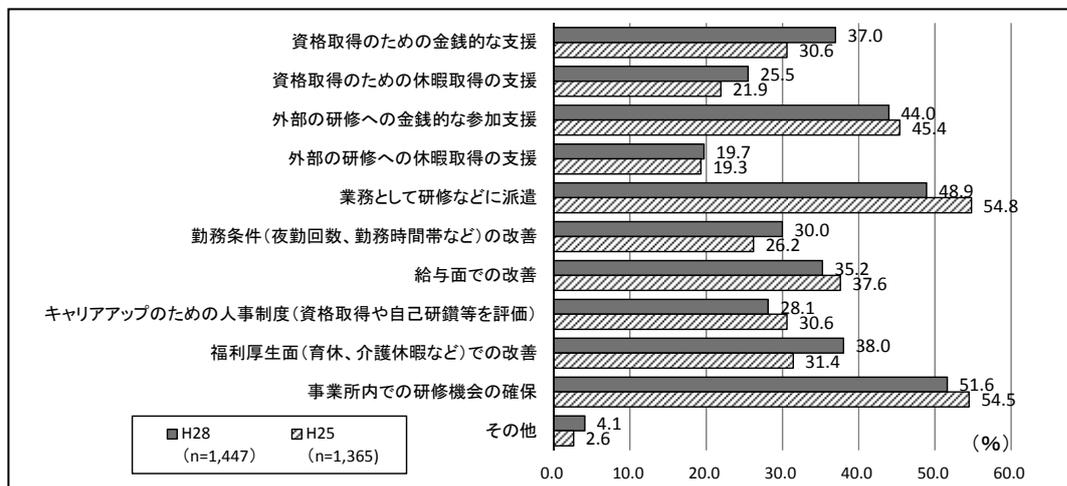
図表3 介護サービス従事者が介護の仕事をするうえでの悩みや不安、負担感（複数回答）



図表4 介護サービス従事者の就労環境の改善に必要なと思うこと（複数回答）



図表5 サービス事業所が職員定着のためにやっている取組（複数回答）



【施策の展開】

優れた介護人材の育成・確保

高齢化の進展、高齢者人口の急増に伴い、要介護高齢者や認知症高齢者等は今後も増加することが予測され、介護サービスや生活支援の提供体制を一層充実させる必要があります。

このため、必要な介護人材を確保するため、就業促進、定着促進等を図るとともに、介護人材の育成を図ります。

○介護サービスの基盤を支える人材の養成

県立高等学校や指定養成研修事業者等において、介護サービスの根幹を担う介護福祉士や介護職員の養成を行うほか、県において専門職の資質向上のための研修を実施します。また、研修体系の見直しや経済連携協定（EPA）の活用等により、多様な人材の介護分野への参入を促進します。 【実施主体：県・民間】

○生徒・学生、若手世代に対する介護職場の理解促進と魅力発信

介護職員が学校を訪問し、仕事の魅力等を直接伝える機会や、高校生等を対象とした介護職場での体験学習、また、若者向け情報誌等に広告を掲載すること等様々な取組により、生徒・学生、若手世代に対する介護職場の理解促進と魅力発信を図ります。 【実施主体：県・民間】

○就職ガイダンスや就職フェアの開催等による介護職場への就業促進

福祉人材センターが開催する介護人材確保のためのイベント等により、就業への気運の醸成を図ります。 【実施主体：県・民間】

○奈良県福祉・介護人材確保協議会の運営

福祉・介護の人材確保・定着に向け、県及び関係機関との協働連携により、奈良県福祉・介護人材確保協議会を運営し、介護人材の確保・定着に向けた取組を推進します。

【実施主体：県・民間】

○医療的ケアを実施する介護職員等の確保及び資質の向上

医療的ケア（たんの吸引、ストーマ装具の交換等）を必要とする利用者等に対し、安全かつ確実に介護サービスを提供できる介護職員の確保及び資質の向上を図ります。

【実施主体：県・民間】

○高齢者の活躍による介護職場の人材確保と介護現場の効果的・効率的な人材活用

奈良県シルバー人材センター等の諸活動を支援し、働く意欲のある高齢者に対する就業機会の確保・就業先の拡大を推進します。また、介護現場等の人手不足が顕著な業種において高齢者の就業可能時間の上限を引き上げることで、高齢者がより多く活躍できる場を創出します。

こうした取組により、介護現場の人材確保に繋げるとともに、介護業務の役割分担の明確化と機能分化を促進し、人材の効果的・効率的な活用を推進します。

【実施主体：県・市町村・民間】

働きやすく、魅力的な介護職場づくり

介護現場における処遇改善やキャリアパスの導入促進、福祉・介護事業所認証制度の運営等により、働きやすく、魅力的な介護職場づくりを推進し、福祉・介護人材の確保を図ります。

○介護職員の労働環境向上や処遇改善に向けた事業者支援の充実

介護従事者のための施設内保育施設の運営や介護ロボットの導入等に支援を行うことにより、魅力ある介護・福祉の職場づくりの基礎的な環境を整え、介護従事者の労働環境向上や処遇改善に繋げるような取組を推進します。 【実施主体：県（支援）・民間】

○介護職員のキャリアアップシステムの確立

介護職員が将来に向けて展望を持つことができるよう、経験や資格取得を反映した人事・給与体系の確立に向けた取組を進めます。 【実施主体：県（支援）・民間】

○介護職員の社会的評価の向上

介護職員の社会的評価を向上させるとともに、若い世代へ向けた、介護職の魅力やこれからの社会的重要度の高まりをアピールする取組を関係機関と連携して進めます。

【実施主体：県・民間】

○福祉・介護事業所認証制度の推進

福祉・介護事業所の取組状況等を求職者等に「見える化」することと併せて、事業所等の意識改革、就労環境や処遇等の向上を図ることにより、求職者が安心して応募・就職できるよう、福祉・介護事業所認証制度の普及・拡大を推進します。 【実施主体：県・民間】

○介護サービス事業者におけるコンプライアンスの徹底

介護サービス事業者のガバナンス（統治体制）について検証し、事業者が自らガバナンスの改善やコンプライアンス（法令遵守）の徹底を図るよう意識付け、事業の健全かつ適正な運営の確保を目指します。 【実施主体：県・市町村・民間】

人材のより効果的・効率的な活用の仕組みづくり

介護現場への多様な人材の参入促進により人材のすそ野の拡大を図るとともに、限られた人材を有効活用するため、介護現場における人材活用の諸課題（専門性が不明確、役割が混在、キャリアパスが不明確等）の解決を目指し、能力や役割分担に応じたキャリアパスの構築、人材の専門性の向上を支援します。

この取組により、介護現場において、専門性の高い人材から基礎的知識を有する人材に至る多様な人材について、専門性等に応じた役割分担を明確にするとともに機能分化を促進し、人材の効果的・効率的な活用を推進します。

○多様な人材の活用・参入促進

介護サービスや生活支援の提供体制の充実に不可欠な人材のすそ野拡大を進めるため、多様な人材の参入促進を図ります。 【実施主体：県・市町村・民間】

○介護人材の専門性の向上、キャリアパス制度の普及

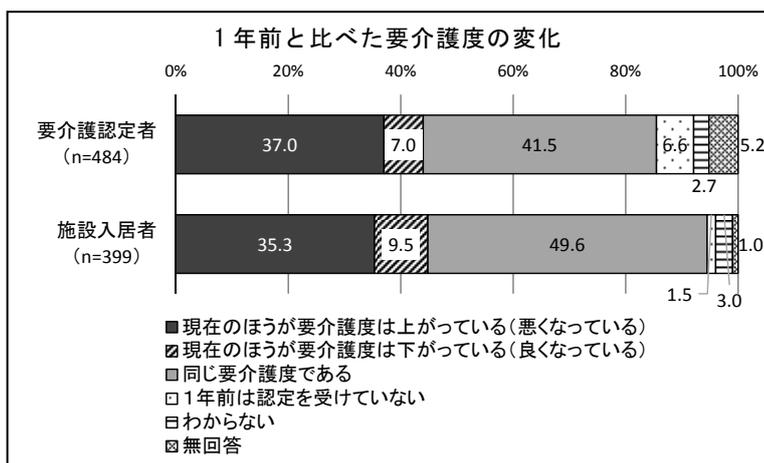
介護人材の専門性向上とキャリアパス制度の構築等により、効率的・効果的な人材活用を進めます。また、介護事業所における介護職員間の業務分担の推進や介護福祉士の専門性を高めるための研修等を実施します。 【実施主体：県・市町村・民間】

8 介護保険制度の持続的・安定的な運営

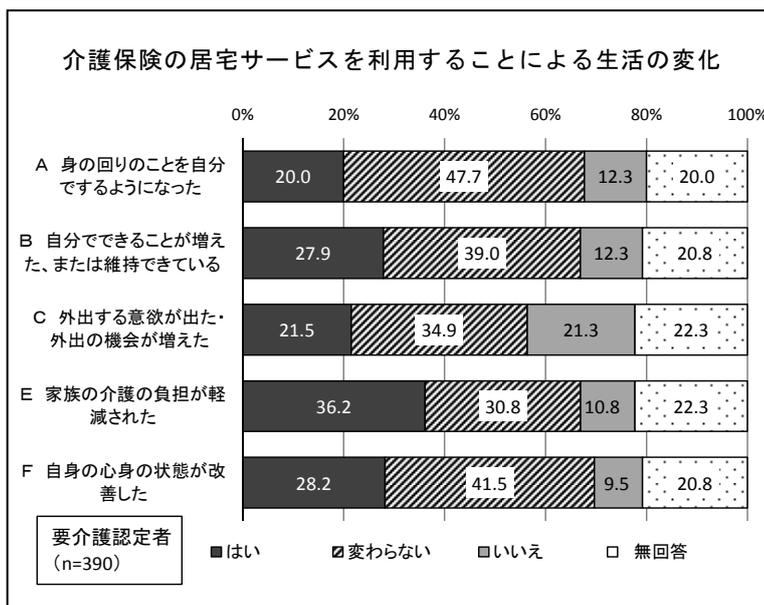
高齢化の進展に伴う要介護者の増加等により介護ニーズが増大する中、核家族化、介護者の高齢化等に伴い、高齢者を支える介護保険制度の役割の重要性が高まっていることを踏まえ、介護保険制度の持続的・安定的な運営を図ります。

【現状と課題】

県民調査（要介護認定者及び施設入所者への調査）によると、要介護認定者および施設入所者の要介護度は、1年前と比較して「現在のほうが上がっている（悪くなっている）」が3～4割を占めています。「現在のほうが下がっている（良くなっている）」は1割未満にとどまっています。[右上図]



また、介護保険の居宅サービスを利用することによる生活の変化[右下図]は、「E 家族の介護の負担が軽減された」が最も多く回答されています。自身の生活における行動の変化（A、B、C）を実感しているのは2割～3割未満にとどまり、「変わらない」と回答した方が上回っており、居宅サービスの利用が行動の変化をもたらすまでには至っていないといえます。



介護保険制度は、介護が必要となっても、その人の能力に応じ自立した質の高い日常生活を営むことができる介護サービスを提供することを目的とし、また、介護サービス等は、介護予防、自立支援、要介護状態等の軽減又は悪化防止に資するように行われなくてはならないとされています。

そのため、介護サービスが介護保険制度の目的に沿った内容となるよう、事業者や市町村に支援・指導等を行うとともに、県民が介護保険制度の目的や市町村の制度運営について理解できるよう、必要な情報提供を行う必要があります。

こうしたことを通じて、介護サービスの充実と質の向上を図るとともに、効果的・効率的な介護給付を推進し、介護保険制度の持続的・安定的な運営を目指します。

【施策の展開】

介護給付の適正化の推進、介護保険制度の持続的・安定的な運営

介護給付が、適正かつ適切に行われることはもとより、介護が必要となっても、利用者の能力に応じ自立した質の高い日常生活を営むことを目指し、介護予防、自立支援、要介護状態等の軽減又は悪化防止に資するように行われるよう、市町村や事業所に対して、適切な情報提供等の支援、指導・助言等を実施します。

こうした取組を通じて、効果的・効率的な介護給付の推進に寄与するとともに、介護保険制度の信頼性を高め、持続可能な介護保険制度の運営を目指します。

介護給付の適正化の推進にあたっては、客観的なデータの活用・分析（地域差の要因の把握と分析、課題抽出等を含む）を行うとともに、要介護期間が減少傾向にある大分県等における特徴的な取組など、県内外の先進事例の情報収集・分析を図り、その結果を公表するとともに、市町村、関係者、関係機関・団体と共有し、エビデンスベーストの展開を推進します。また、「奈良モデル」として、県と市町村間の水平補完や協働での取組を推進します。

○自立支援、介護予防、重度化防止に繋がる介護給付の推進

自立支援、介護予防、重度化防止に繋がる介護給付の推進に向けた市町村の取組を促進するため、介護給付の地域差分析結果や先進的取組等の情報提供やケアプラン点検のノウハウ習得のための支援等を実施します。

ケアプラン点検にあたっては、要介護状態の軽減や重度化防止の効果の低いケアプランの改善に向けて、客観的なデータ分析結果を活用して、市町村に対して支援を行います。また、平成30（2018）年度介護報酬改定で盛り込まれた統計的に見て通常のケアプランとかけ離れた回数（全国の平均利用回数＋2標準偏差）の訪問介護（生活援助中心型）については、自立支援・重度化防止等の観点から重点的に検証し、結果を全市町村と共有し、ケアプラン点検の充実を図ります。

また、市町村等に対して、県ケアマネ専門職員を派遣するなどのアウトリーチ型支援も行い、市町村等における取組の促進と充実を図ります。 【実施主体：県（支援）・市町村】

○効果的・効率的な介護給付の推進

効果的・効率的な介護給付の推進に向けた市町村の取組を促進するため、介護給付の地域差分析結果、先進的取組、市町村の取組の地域差等の様々な情報提供等の支援を実施します。

また、市町村給付適正化担当者によるブロック別会議の開催、「国保事務支援センター」の介護給付適正化システムを活用した合同研修会の開催等を通じて、県内外の先進事例を参考とした取組の普及・定着を推進するとともに、給付実績データを活用した取組を推進します。

【実施主体：県（支援）・市町村】

○介護給付の適正化の推進

介護給付適正化の主要5事業（①要介護認定の適正化、②ケアプランの点検、③介護報酬の縦覧点検・医療情報との突合、④福祉用具の購入・貸与調査、⑤介護給付費の通知）について、市町村が着実な実施とその内容の充実を図ることができるよう、介護給付に係る地域差分析の結果、先進的な取組、市町村の取組の地域差等の様々な情報提供を行うなどの支援を実施します。また、研修会の開催等により、ノウハウ等の習得を支援します。

【実施主体：県（支援）・市町村】

○要介護認定の適正化

適切かつ公平な要介護認定の確保と認定調査の平準化を図るため、認定調査員や市町村で認定の点検に携わる担当者等を対象とした研修を実施するとともに、市町村の認定結果の点検等の取組を促進するため、要介護認定調査の地域差分析（認定の一次判定項目の出現率の地域差分析、一次判定から二次判定の軽重度変更率の地域差分析等）、市町村の取組の地域差の情報収集・分析等を行い、その情報や分析結果を市町村と共有する等により市町村を支援します。

【実施主体：県・市町村】

○客観的なデータや県内外の先進事例の活用・分析、奈良モデルの活用による取組推進

介護給付の適正化の推進にあたっては、客観的なデータの活用・分析（地域差の要因の把握と分析、課題抽出等を含む）を行うとともに、要介護期間が減少傾向にある大分県等における特徴的な取組など、県内外の先進事例の情報収集・分析を図り、その結果を公表するとともに、市町村、関係者、関係機関・団体と共有し、エビデンスベースの展開を推進します。

また、「奈良モデル」を活用し、市町村間の水平補完や協働での取組の仕組みづくりを進めます。

【実施主体：県】

○介護サービス施設・事業所に対する指導監査

介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的に、市町村と連携して公正かつ機動的に、介護サービス事業者等に対する指導監査を実施します。

【実施主体：県・市町村】

○県民・利用者への啓発、制度の理解促進

介護保険制度の目的（介護保険制度は、介護が必要となっても、その人の能力に応じ自立した質の高い日常生活を営むことができる介護サービスを提供することを目的とし、また、介護サービス等は、介護予防、自立支援、要介護状態等の軽減又は悪化防止に資するように行われなくてはならないということ）や現状等について、県のホームページ、県政出前トーク等による情報発信や、介護に関する啓発イベント等を通して、県民や利用者へわかりやすく周知し、介護保険制度に関する理解促進を図ります。

また、高齢者が最期まで自分らしく生きることを支援するため、本人の状態や家族の状況に応じ、可能な限り本人の意思決定を基本に、家族等と十分話し合いながら、住まいや医療・介護等のサービスが柔軟に選択できるよう、助言や啓発等に取り組みます。

【実施主体：県・市町村】

介護サービスの充実

高齢化の進展に伴い介護ニーズの増大が見込まれる中、高齢者を支える介護保険制度が安定して運営されるよう、介護サービス基盤の充実とサービスの質の向上を図ります。

○介護保険制度の安定的な運営

高齢者を支える介護保険制度が安定的に運営されるよう、介護サービス基盤の着実な整備とサービスの質の向上を図り、広域的な調整の観点から保険者である市町村を支援します。

【実施主体：県（支援）】

○介護サービス基盤（施設、居宅、在宅サービス）の充実

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、施設サービス、居宅サービス、在宅サービスについて、地域の実情や支援が必要な高齢者等の状況等に十分留意しながら、均衡の取れた介護サービス基盤の整備を推進します。 【実施主体：県・市町村・民間】

○介護保険制度に関する情報提供の充実

介護保険制度の利用にあたり、必要とされる情報提供の充実を図ります。また、介護保険制度の目的（介護保険制度は、介護が必要となっても、その人の能力に応じ自立した質の高い日常生活を営むことができる介護サービスを提供することを目的とし、また、介護サービス等は、介護予防、自立支援、要介護状態等の軽減又は悪化防止に資するように行われなくてはならない）や現状等について、県民にわかりやすく周知に取り組みます。 【実施主体：県・市町村】

○サービス情報の公表の徹底

情報の公表制度は、介護サービス事業者が、利用者に対して介護サービスの選択に資する情報を自ら提供することを義務付けた制度であることから、制度の実施・定着を促進します。

【実施主体：県・市町村】

○介護サービスの質の向上のためのサポート

介護サービス事業者が事業運営やサービス提供にあたって必要とする情報の提供に努め、安心して利用できる質の高い運営に向けた取組を推進します。

【実施主体：県・市町村・民間】

○福祉・介護事業所認証制度の推進（再掲）

福祉・介護事業所の取組状況等を求職者等に「見える化」することと併せて、事業所等の意識改革、就労環境や処遇等の向上を図ることにより、求職者が安心して応募・就職できるよう、福祉・介護事業所認証制度の普及・拡大を推進します。 【実施主体：県・民間】

○共生型サービスの推進

介護保険サービスと障害福祉サービス等を兼ね備えた新たな介護保険サービス（共生型サービス）の推進を視野に入れ、市町村、関係者、関係機関・団体等に対する情報提供等の必要な支援を実施します。 【実施主体：県】

高齢者の生きがいがづくりの推進

9 健康づくり・介護予防の推進

介護を要せずいつまでも元気にいきいきと暮らし続けることは誰もが望むことです。

このため、「なら健康長寿基本計画」を推進し、「健康寿命日本一の奈良県」を目指して、介護予防、健康づくりの取組を推進するとともに、地域活動へ積極的に参加できる機会等を創出し、高齢者が生涯活躍し続けられる社会づくりや生きがいがづくりを推進します。

【現状と課題】

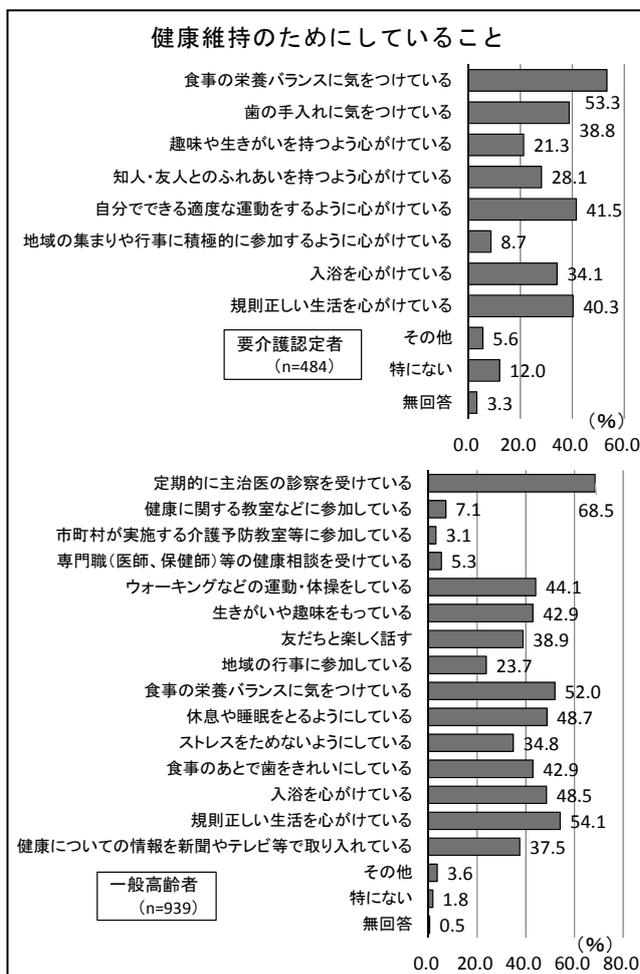
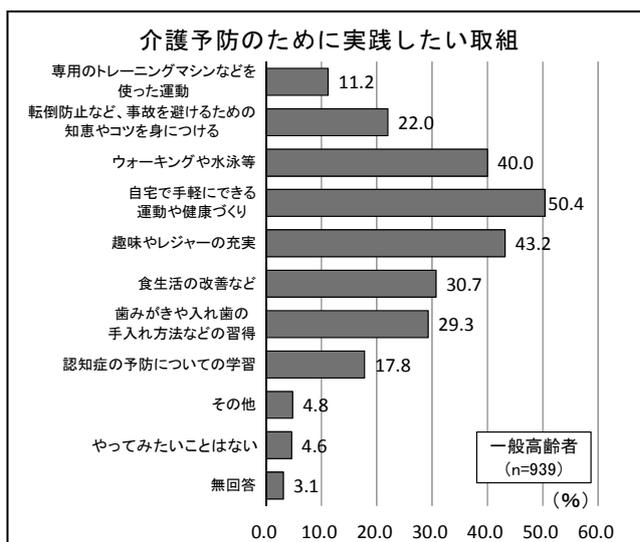
県民調査（介護認定を受けていない高齢者への調査）によると、「介護予防のために実践したい取組」については、「自宅で気軽にできる運動や健康づくり」「趣味やレジャーの充実」「ウォーキングや水泳等」「食生活の改善」「歯みがきや入れ歯の手入れ方法などの習得等」の回答が多くなっています。[右上図]

また、同調査（要介護認定者への調査）によると、「健康維持のためにしていること」については、「食事の栄養バランスに気をつけている」に次いで「自分にできる適度な運動をするように心がけている」という回答が多く、スポーツに対しての意識が高くなっています。

[右下図]

一方、同調査（介護認定を受けていない高齢者への調査）によると、「健康維持のためにしていることや心がけていること」については、「定期的な主治医の診察」、「規則正しい生活・入浴・休息や睡眠」、「食事の栄養バランス」「運動・体操の実践」などを行っている人が多いものの、健康維持のために何も行っていない人の割合は決して低くないものもあります。[右下図]

これらのことから、気軽に取り組める健康づくりの取組の推進や健康的な生活習慣の定着を図るとともに、運動・体操教室をはじめとした市町村の実施する介護予防事業への支援や住民主体で取り組む仲間との交流ができる通いの場づくりを行う必要があります。



【施策の展開】

効果的な介護予防等の推進

介護予防は、従来の機能回復訓練に偏りがちにならず、「心身機能」「活動」「参加」の要素にバランスよく働きかける方法を取り入れることが重要です。機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけではなく、地域の中に生きがい・役割を持って生活できるような居場所づくりと出番づくりなど、本人を取り巻く環境へのアプローチも必要です。

こうした観点に留意し、要介護・要支援状態になることを予防するとともに、要介護状態になった場合にも可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

○地域づくりによる介護予防の推進

高齢者の介護予防や健康寿命の延伸、住民相互の交流や見守りの場として、介護予防に資する住民運営の通いの場づくりの充実及び高齢者の参加拡大を促進します。

公民館や神社など、自宅から徒歩等で容易に通える場所で、住民の方が楽しみながら週1回以上体操と併せてレクリエーション等を行う「住民運営の通いの場」づくりを支援します。

【実施主体：県（支援）・市町村】

○介護予防・日常生活支援総合事業の充実、参加促進

平成29（2017）年4月に実施主体となる全ての市町村で介護予防・日常生活支援総合事業に移行したことから、既存の介護事業所によるサービスに加えて、ボランティア等の様々な主体による多様なサービス提供の取組を支援します。

介護予防の機能強化を図るため、リハビリテーション専門職等を活用した自立支援型の介護予防ケアマネジメントの普及等に取り組み、より効果的・効率的な介護予防の取組を市町村が推進できるよう支援します。また、市町村の介護予防事業の効果的な事業展開を図るため、研修会等を開催します。

【実施主体：県（支援）、市町村】

○みんなで取り組む介護予防の推進

介護予防に携わる職員等の資質向上を図るとともに、市町村、後期高齢者医療広域連合や医療関係団体等との連携により、地域の状況に応じた運動や低栄養を改善する食生活、口腔清掃・管理等の口腔ケア、「誤嚥にナラン！体操」等の嚥下の訓練などの指導・普及啓発等の実践的取組を展開します。

【実施主体：県・市町村・民間】

○歯科口腔保健施策による介護予防の推進

市町村、県歯科医師会等の関係団体等と連携しながら、歯と口腔のセルフケアや歯科医師による定期的なチェック等に関する普及啓発を行うとともに、高齢者等が集まる公民館等での歯科検診や歯科口腔保健指導を実施します。

また、誤嚥性肺炎予防対策等、高齢期の健康づくりの取組を研究し、その成果の活用を図ります。

【実施主体：県・市町村・民間】

健康的な生活習慣の推進

健康で充実した生活が送れるよう、介護予防や健康を維持するための生活習慣を推進します。

○市町村等と連携した健診（検診）の受診促進等

「なら健康長寿基本計画」や「第3期奈良県医療費適正化計画」と連携・連動し、市町村や「国保事務支援センター」等と連携して、要介護原因となる高血圧症や糖尿病等の早期発見のための健診など特定健診の受診促進を図ります。

また、「がん検診を受けよう！」奈良県民会議を開催し、がん検診受診の気運醸成を図るとともに、市町村等と連携したがん検診受診や予防の啓発のほか、検診対象者への個別受診勧奨の実施などにより受診率向上、早期発見・早期治療の実現を図ります。

また、「高齢による衰弱」や「骨折・転倒」などにより要介護となることを防ぐため、市町村や医療機関等連携することにより、介護予防や機能回復の取組を進めます。

【実施主体：県・市町村・県民】

○県民の健康づくり・介護予防等に効果的な情報の発信

健康づくり、高齢者の健康的な生活習慣、介護予防等に関して、イベントの開催、広報誌、インターネット、スマートフォンなど多様な媒体による効果的な情報を発信します。また、県民の健康に関する状況を把握する調査を定期的の実施し、実態に即した健康づくりの取組を進めます。

【実施主体：県】

○健康づくりがしやすいまちづくりの推進

健康づくりのための情報発信や交流等を行う健康ステーションなど、地域の身近なところに健康づくりの拠点整備を促進するとともに、地域のコミュニティを活用した健康づくりがしやすいまちづくりを推進します。

【実施主体：県・市町村・県民】

高齢者の生きがいがづくりの推進

10 社会参加の促進

高齢者の生きがいがづくりには、家族や社会との繋がりが関係しており、高齢者が地域社会に関わり続けることが重要であるため、高齢者が外出し、地域社会と関わる機会づくりを推進します。また、少子高齢化が進展する中、元気な高齢者に地域を支える役割を担っていただくためにも、高齢者の社会参加の促進を図ります。

【現状と課題】

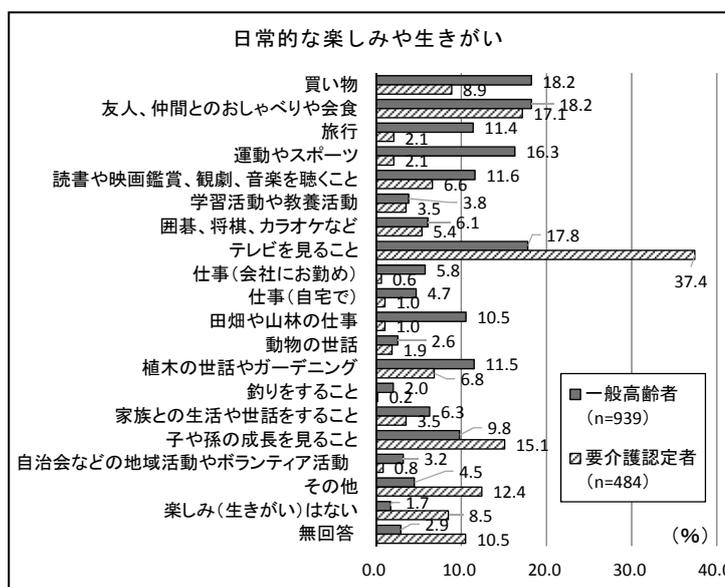
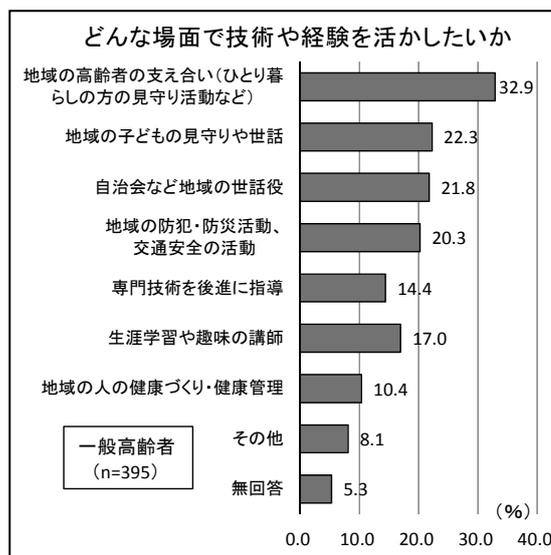
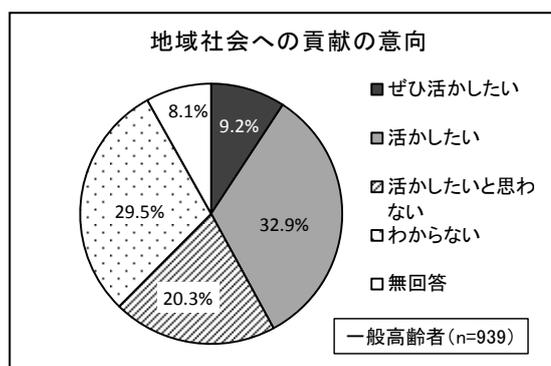
県民調査（介護認定を受けていない高齢者への調査）における「地域社会への貢献の意向」をみると、経験や技術を「ぜひ活かしたい」「活かしたい」を合わせた回答が4割強となっています。[右上図]

また、それまでの生活で身につけた経験や技術を活かしたいと考えている人に、「どのような場面で技術や経験を活かしたいか」については、「地域の高齢者の支え合い（32.9%）」や、「地域の子どもの見守りや世話」（22.3%）、「自治会など地域の世話役」（21.8%）」に、経験や技術を活かしたい人が多くなっています。[右中図]

一方、「日常の楽しみや生きがい」については、介護認定を受けていない高齢者、要介護認定者とも「テレビを見ること」が多いものの、「友人、仲間とのおしゃべりや会食」の回答も多く、また、介護認定を受けていない高齢者は、「運動やスポーツ」と回答した人が多くなっています。[右下図]

こうしたことから、高齢者に地域社会での役割を担ってもらうことが、高齢者の生活の質を向上させ健康を保持するうえでも重要であり、社会参加の意欲のある高齢者の背中を押すようなきっかけづくりが求められており、培った経験を活かして、地域社会に貢献する活動を推進する必要があります。

また、スポーツや文化活動への参加など社会と関わり続けることも重要であり、高齢者がスポーツや文化に取り組む機会を創出することも重要です。



【施策の展開】

生涯活躍し続けられる社会づくり

高齢者が、社会と関わりを持ち、社会で活躍し続けられる仕組みを創るため、高齢者のニーズに応じた就労を支援するとともに、高齢者が活躍し続けられる取組を推進します。

○生きがい就労と生涯現役社会実現のための取組

高齢者自身の健康と生きがいのための就労を支援するとともに、これまで培った知識を活かして、地域で実践的に活動する人材を発掘・養成する取組を推進します。

【実施主体：県・県民】

○高齢者への多様な就業機会の提供

奈良県シルバー人材センターの諸活動を支援し、働く意欲のある高齢者に対する就業機会の確保・就業先の拡大を推進します。また、人手不足が顕著な業種において高齢者の就業可能時間の上限を引き上げることで、高齢者がより多く活躍できる場を創出します。

【実施主体：県・市町村・民間】

○多様な農業の担い手としての高齢者の経験や能力の活用

農業分野において、県と近畿大学が連携して身体の負担が少ないローテク栽培技術の普及拡大に取り組み新規参入を促進します。また、遊休地を活用した健康増進にも寄与する高齢者の農作業の場づくり（医農連携事業）を進めます。

【実施主体：県・民間・県民】

社会貢献活動や地域活動等への参加の促進

高齢者の外出やコミュニケーションを促進するため、老人クラブでの活動や身近な仲間とのグループ活動など地域社会での交流活動を推進します。また、高齢者がこれまで培った知識や経験を活かし、支援を必要とする高齢者や地域を支える役割を担うとともに、これらへの貢献による充実感が得られる取組を推進します。

○高齢者の生きがいづくりと地域活動の推進

高齢者の社会活動に関する情報の発信、文化やボランティアに関する活動の場づくりを行います。また、老人クラブや社会福祉協議会などの民間団体、自治会等が行う地域活動を支援します。

【実施主体：県・市町村・民間・県民】

○支え合う地域づくりの担い手としての活躍の促進

高齢者自身による生きがいと健康づくり、支えあう地域づくりの推進等の多様な社会活動を促進し、活力ある長寿社会づくりを推進します。

そのため、県老人クラブ連合会等の高齢者団体の諸活動の推進をはじめ、高齢者が多様な社会活動に参加しやすい仕組みづくりに取り組みます。

【実施主体：県】

生涯学習やスポーツ活動の促進

高齢者の生きがいづくりや健康づくり、地域社会への参加に繋げるため、体や脳を動かすスポーツ活動や文化活動を推進します。

○高齢者がスポーツに取り組むきっかけづくり

地域におけるラジオ体操、ストレッチ等による健康づくりやスポーツイベント等の拡充を図るとともに、身近な公共施設や民間施設の活用を促進、整備します。また、広く情報を発信することにより、運動・スポーツを楽しめる環境づくりを推進します。

【実施主体：県・市町村・民間】

○高齢者の活動発表の場の提供

高齢者のスポーツ活動や文化活動を推進するため、スポーツと文化の総合イベントを開催するなど、日頃の成果の発表の場や、活動の励みとなる機会を提供します。

【実施主体：県（主体）・民間】

○高齢者が生涯学べる「学び」の場・文化に親しむ場の提供

人生を有意義に過ごすことができるように、いくつになっても教養を高め、心を豊かにする活動等を推進します。

また、奈良県立大学の資源を活用し、シニアカレッジの取組を推進するなど生涯学習の機会の充実を図ります。

【実施主体：県・市町村・民間】

11 計画の進行管理、評価の実施、公表

第7期計画の実効性を高めるため、各々の課題の解決に向けた数値目標を設定した上で、施策を展開し、毎年度その進捗状況の把握・評価を行い、取組の見直しや改善に繋げるという、PDCAサイクルに基づく進行管理を行い、県ホームページ等で評価結果等を公表します。

また、市町村の介護保険事業計画で定められた施策内容、数値目標、その進捗状況についても把握し、第7期計画の進行管理に反映させていきます。 【実施主体：県・市町村】

<第7期支援計画の主な数値目標>

次に掲げる主な数値目標に限らず、施策の進行管理を着実にを行うため、参考となる数値等のデータの収集・分析を図り、計画の実行性を高めます。

○地域包括ケアシステムの構築・深化

項目	現状	目標	出典
自立支援型の地域ケア会議を開催する市町村数	18市町村 (H29)	39市町村 (H32)	県健康福祉部調べ
入退院調整ルールの新設市町村数	18市町村 (H29)	39市町村 (H32)	県健康福祉部調べ
訪問診療を実施する診療所・病院数	144ヶ所 (H27)	向上	県医療政策部調べ
在宅における死亡率	[自宅+老人ホーム] 22.6% (H28)	向上	厚生労働省「人口動態調査」
	[自宅] 16.0% (H28)	向上	
居宅で介護サービスを受ける割合	82.9% (H28)	84.0% (H32)	県健康福祉部調べ
訪問看護ステーションにおける看護師数(常勤換算)	490人 (H28)	増加	厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」
地域密着型サービス事業所数	500ヶ所 (H29)	増加	県健康福祉部調べ
認知症サポーター養成数	73,464人 (H28)	135,600人 (H32)	県健康福祉部調べ
認知症カフェの設置市町村数	17市町村 (H28)	39市町村 (H32)	県健康福祉部調べ
特別養護老人ホームの整備量(定員)	7,355床 (H29)	7,822床 (H32)	県健康福祉部調べ
介護老人保健施設の整備量(定員)	4,937床 (H29)	5,502床 (H32)	県健康福祉部調べ

○介護人材の確保及び介護保険制度の持続的・安定的な運営

項目	現状	目標	出典	
県内介護職員の採用率	18.8% (H28)	増加	介護労働安定センター「介護労働実態調査」	
県内介護職員の離職率	16.6% (H28)	減少	介護労働安定センター「介護労働実態調査」	
福祉・介護事業所認証制度登録事業者数	113事業所 (H28)	250事業所 (H31)	県健康福祉部調べ	
ケアプラン点検実施市町村数	21市町村 (H28)	39市町村 (H32)	県健康福祉部調べ	
要介護認定調査(点検)実施市町村数	30市町村 (H28)	39市町村 (H32)	県健康福祉部調べ	
平均要介護期間(65歳時)	(男性)	1.69歳(H28)	全国平均値を下回る(H32)	県健康福祉部調べ
		全国平均1.66歳(H28)		
	(女性)	3.64歳(H28)		
		全国平均3.46歳(H28)		
市町村別認定率の地域差(年齢補正後)	1.9倍(H26)	地域差の是正(H32)	県健康福祉部調べ	

○高齢者の生きがいつくりの推進

項目		現状	目標	出典
健康寿命 (65歳時平均自立期間)	(男性)	18.36年(H28)	全国順位1位(H34)	県健康福祉部調べ
		全国順位3位(H28)		
	(女性)	21.04年(H28)		
		全国順位18位(H28)		
住民運営の通いの場の数		878箇所(H27)	増加	厚生労働省「介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する調査」
地域づくりによる介護予防取組市町村数		18市町村(H29)	39市町村(H32)	県健康福祉部調べ
80歳で20本以上の自分の歯がある人の割合		44.1%(H28)	55.0%(H34)	なら健康長寿基本調査
高齢者の運動習慣の割合	(男性)	56.2%(H28)	向上	なら健康長寿基本調査
	(女性)	53.8%(H28)		
高齢者(うち60～69歳)の有業率		43.3%(H24)	向上	総務省統計局「就業構造基本調査」

※指標については、PDCAサイクルを回していく中で追加・変更していくこともあります。

12 県民等への啓発・県民等の理解促進

高齢化の進展に伴う要介護者の増加等により介護ニーズが増大する中、高齢者を支える介護保険制度の役割の重要性が高まっており、介護保険制度の持続的・安定的な運営を図っていくことが大変重要です。

また、介護や生活上の支援を要する高齢者をはじめ全ての高齢者が、本人の状態や家族の状況に応じ可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域包括ケアシステムの構築・深化を推進する必要があります。

このため、県民等が、介護保険制度等の理解を深め、自らの責務を各々認識し、健康づくりや介護予防等の取組に努めるとともに、みんなで支え合う地域づくりの担い手として活躍されることが重要であることについて県民等への啓発に取り組みます。

また、高齢者が最期まで自分らしく生きることを支援するため、住まいや医療・介護等のサービスの選択や人生の最終章について、家族等と十分話し合いができる文化を醸成する取組の検討を進めます。

介護保険制度等の周知・理解の促進

介護保険制度を持続的・安定的に運営するため、介護保険制度の目的（介護保険制度は、介護が必要となっても、その人の能力に応じ自立した質の高い日常生活を営むことができる介護サービスを提供することを目的とし、また、介護サービス等は、介護予防、自立支援、要介護状態等の軽減又は悪化防止に資するように行われなくてはならないということ）や現状等について、県のホームページ、県政出前トーク等による情報発信や、介護に関する啓発イベント等を通して、県民や利用者へわかりやすく周知し、介護保険制度等の理解促進を図ります。

健康づくり・介護予防の意識啓発

高齢者が、いつまでも元気にいきいきと暮らし続けるためには、県民自らが健康を意識し、自ら要介護状態となることを予防するため、健康づくり・介護予防に努めることが重要です。

このため、身近な地域での健康づくりや介護予防の取組や効果的な情報を、県独自のリーフレット、広報紙、インターネットなどの多様な方法を通じてわかりやすく提供することにより、県民の健康づくりや介護予防の取組の普及啓発を図ります。

高齢者等をみんなで支え合う地域づくり・文化の醸成

高齢者等が、たとえ介護が必要になっても可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための仕組みである地域包括ケアシステムの構築・深化に向けて、生活支援の担い手としての地域社会への県民の参加を促進するとともに、みんなで支え合う地域づくりの担い手として活躍されるよう、また、支え合いの文化が醸成されていくよう、啓発等に取り組めます。

高齢者が最期まで自分らしく生きることへの支援や県民の理解促進

高齢者が最期まで自分らしく生きることを支援するため、本人の状態や家族の状況に応じ可能な限り本人の意思決定を基本に、住まいや医療・介護等のサービスの選択や人生の最終章について、家族等と十分話し合いができる文化を醸成するための啓発等に関して、全国の取組事例等を参考に検討を進めます。

13 市町村への支援

市町村が、自らの介護保険事業計画の円滑な推進と目標達成ができるよう、県は、自らの介護保険事業支援計画の推進者として、また広域的な見地からコーディネーター役として、様々な視点から効果的な支援を実施します。

市町村への支援にあたっては、本章に掲げる各々の施策が、円滑かつ着実に展開できるよう、次のような観点に特に留意して、取組を推進します。

- 客観的なデータの活用・分析（地域差の要因の把握と分析、課題抽出等を含む）を行うとともに、要介護期間が減少傾向にある大分県等における特徴的な取組など、県内外の先進事例の情報収集・分析を図り、その結果を公表するとともに市町村、関係者、関係機関・団体と共有し、エビデンスベースの施策を展開します。
- 社会保障分野の「奈良モデル」として、介護サービスの受益と保険料負担の量的・質的均衡を図るため、医療と連携しながら、市町村と連携・協働し、取組を推進します。
- 利用者の視点に立って、その状態等を踏まえた上で、高齢者の自立支援、重度化防止、要介護度の軽減に繋がる介護サービスが、過不足なく、効果的・効率的に提供されることを目指します。